議案第３３号

工事請負契約について（旧東清掃事業所解体工事）

次のとおり、工事請負契約を締結する。

令和６年２月１３日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

１　工事の名称

旧東清掃事業所解体工事

２　工事の場所

相模原市南区古淵５丁目３３番１号

３　契約金額

９３７，２００，０００円

４　契約の相手方

横浜市中区太田町１丁目１５番地

東亜建設工業・入江建設共同企業体

代表者　　東亜建設工業株式会社横浜支店

執行役員常務支店長　馬　越　成　之

５　履行期限

本契約締結の日から９３０日以内

６　契約締結の方法

条件付一般競争入札

提案の理由

旧東清掃事業所解体工事に係る工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年相模原市条例第２２号）第２条の規定により提案するものである。

議案第３３号関係資料（その１）

案　内　図

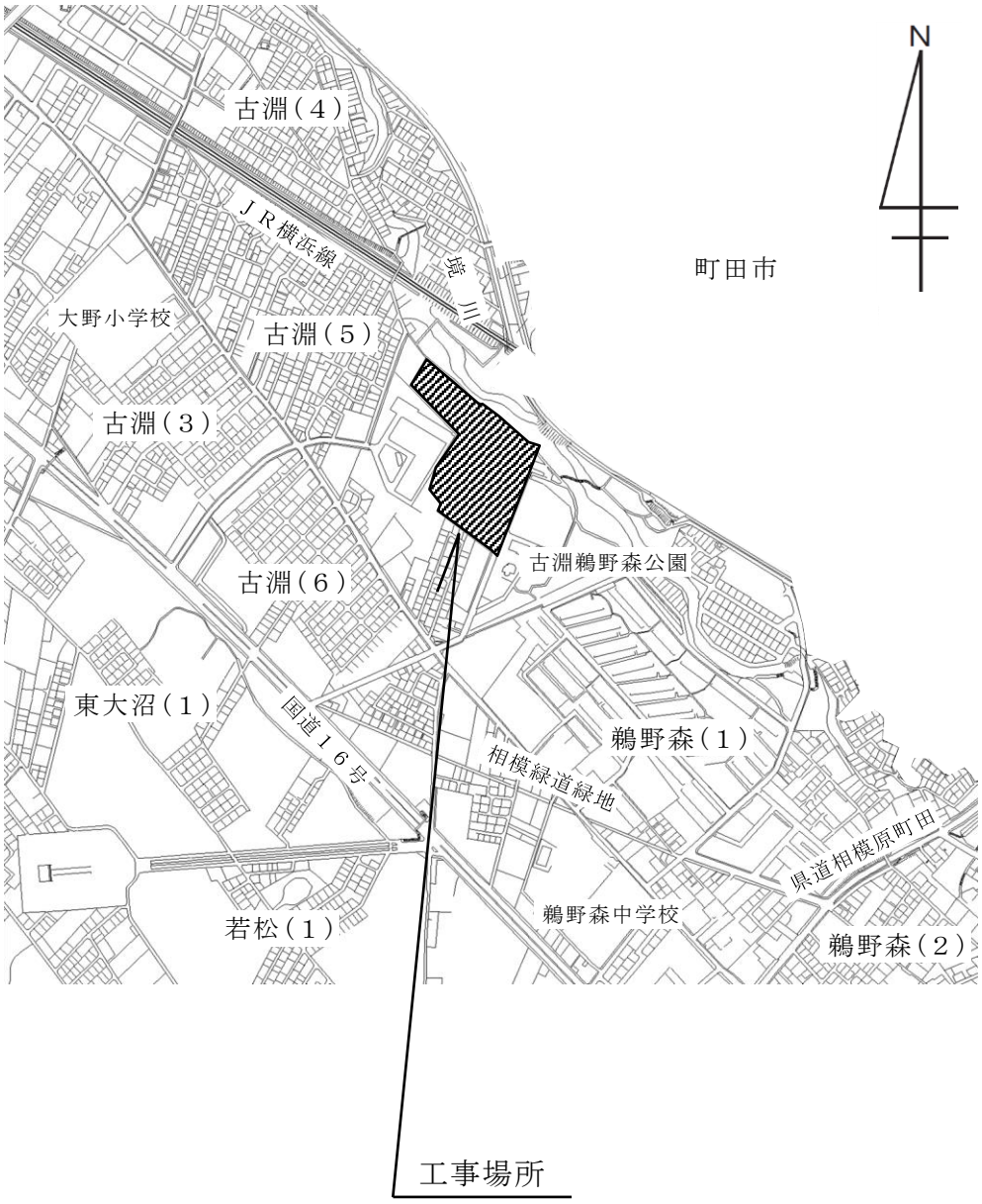

配　置　図

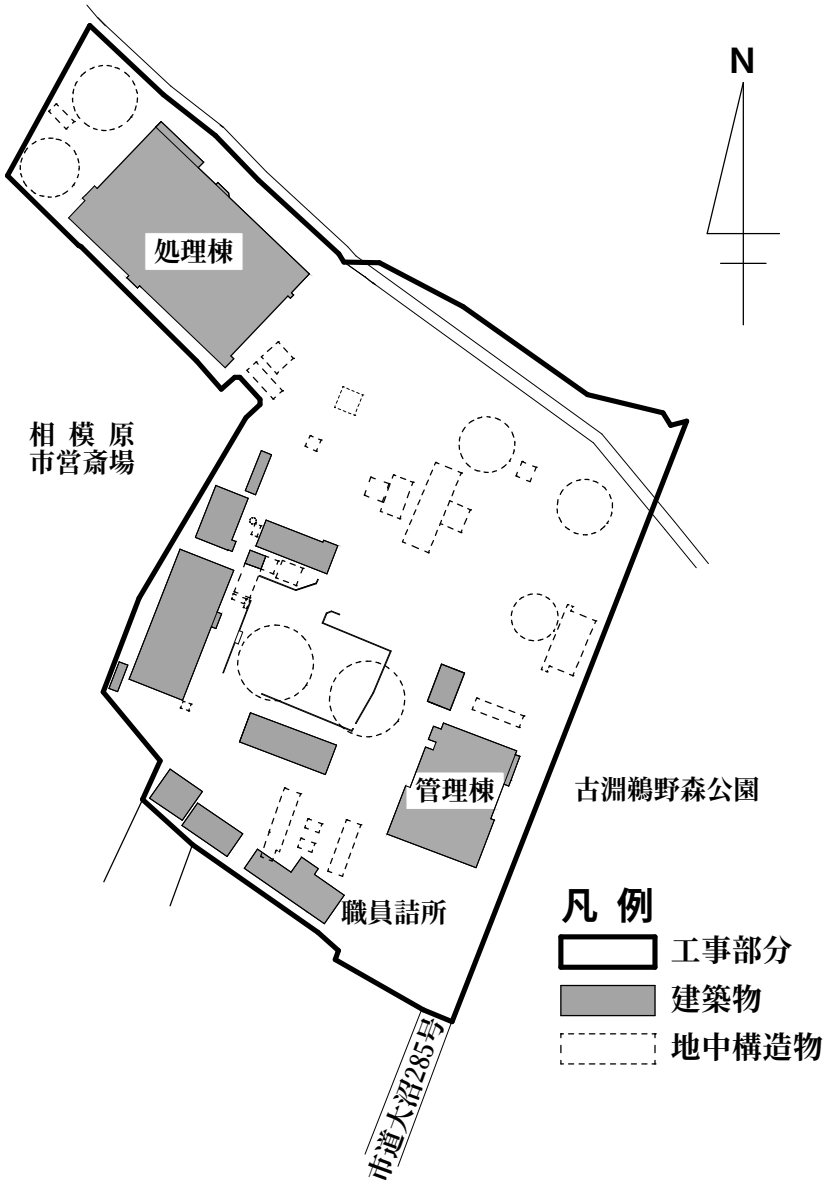

施設の概要

敷地面積	２２，０１３．８６㎡	
開所年月	昭和３７年４月	
閉所年月	平成２７年９月	
主な施設、構造等	管理棟	鉄筋コンクリート造地下１階地上２階建 建築面積７７４．９７㎡、延べ床面積１，７０９．２２㎡
	処理棟	鉄筋コンクリート造地下１階地上２階建 建築面積９１０．８４㎡、延べ床面積１，２５３．３５㎡
	職員詰所	鉄骨造地上２階建 建築面積２１２．４９㎡、延べ床面積４３８．２２㎡

議案第３３号関係資料(その２)

契約の相手方の概要

１　所在地及び名称

横浜市中区太田町１丁目１５番地

東亜建設工業・入江建設共同企業体

２　代表者

東亜建設工業株式会社横浜支店　執行役員常務支店長　馬越　成之

３　構成員

横浜市中区太田町１丁目１５番地

東亜建設工業株式会社横浜支店　執行役員常務支店長　馬越　成之

相模原市中央区小山２丁目７番２２号

株式会社入江建設　代表取締役　入江　功

４　各構成員の概要

構成員			東亜建設工業株式会社	株式会社入江建設
資本金			18,976,658 千円	34,000 千円
従業員数			1,595 人	19 人
年間工事完成高			202,217,943 千円	2,120,694 千円
建設業法による許可の番号及び年月日			国土交通大臣 許可(特－4) 第 2429 号 令和 4 年 11 月 25 日	国土交通大臣 許可(特－3) 第 17058 号 令和 4 年 2 月 18 日
営業年数			73 年	48 年
最近における主な受	1	発注者	国土交通省	神奈川県
		工事名	海上保安庁海洋情報部庁舎(仮称)建築工事	元川崎合同庁舎除却工事
		受注金額	3,728,296 千円	293,727 千円
		施工期	平成21年9月～平成23年12月	令和3年12月～令和5年4月
		発注者	飯能市	神奈川県

注 工 事	2	工 事 名	飯能市旧ごみ処理施設解体工事	平成２４年度上溝高校本館その他除却工事
		受注金額	506,520 千円	88,145 千円
		施 工 期	平成 31 年 3 月～令和 3 年 2 月	平成 24 年 9 月～平成 25 年 3 月

議案第３３号関係資料（その３）

入札参加業者の概要

No.	所在地及び名称	代表者	資本金	年間工事完成高
1	横浜市中区太田町１丁目１５番地 東亜建設工業・入江建設共同企業体	東亜建設工業株式会社横浜支店 執行役員常務支店長 馬越　成之	千円 19,010,658	千円 204,338,637
2	横浜市中区桜木町１丁目１番６７号 熊谷組・西野建設共同企業体	株式会社熊谷組 横浜営業所 所長 竹中　克司	30,188,000	318,276,950
3	東京都港区海岸２丁目６番３０号　ＭＳビル３階 前田・タジリ建設工事共同企業体	株式会社前田産業東京支店 東京支店長 前田　進	67,400	9,132,541
4	横浜市港北区新横浜２丁目３番地１２ 西武建設・中島建設共同企業体	西武建設株式会社横浜支店 執行役員支店長 小野　啓志	11,050,000	63,006,992

議案第３３号関係資料（その４）

入札状況

No.	入札参加業者	入札状況		備考
		入札価格	順位	
1	東亜建設工業・入江建設共同企業体	円 852,000,000	1	落札
2	熊谷組・西野建設共同企業体	933,000,000	2	
3	前田・タジリ建設工事共同企業体	939,900,000	3	
4	西武建設・中島建設共同企業体	1,185,000,000	4	

※　開札日時　令和５年１２月８日　午前９時００分

※　予定価格　１，３６１，０２０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除いた額）

　調査基準価格　１，２６５，７４８，６００円（消費税及び地方消費税相当額を除いた額）

※　入札価格に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額が落札価格（契約金額）となる。

議案第３４号

工事委託協定について(淵野辺こ線橋橋りょう修繕工事)

次のとおり、工事委託協定を締結する。

令和６年２月１３日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

１　工事の名称

淵野辺こ線橋橋りょう修繕工事

２　工事の場所

相模原市中央区淵野辺３丁目４番先から鹿沼台１丁目５番先まで

３　委託金額

４９２,６６４,０００円

４　協定の相手方

横浜市西区平沼１丁目４０番２６号

東日本旅客鉄道株式会社

執行役員横浜支社長　宮　田　久　嗣

５　履行期限

本協定締結の日から１，０８０日以内

６　協定締結の方法

地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号)第１６７条の２第１項第２号の規定による随意契約

提案の理由

淵野辺こ線橋橋りょう修繕工事に係る工事委託協定を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和３９年相模原市条例第２２号)第２条の規定により提案するものである。

議案第３４号関係資料

案　内　図

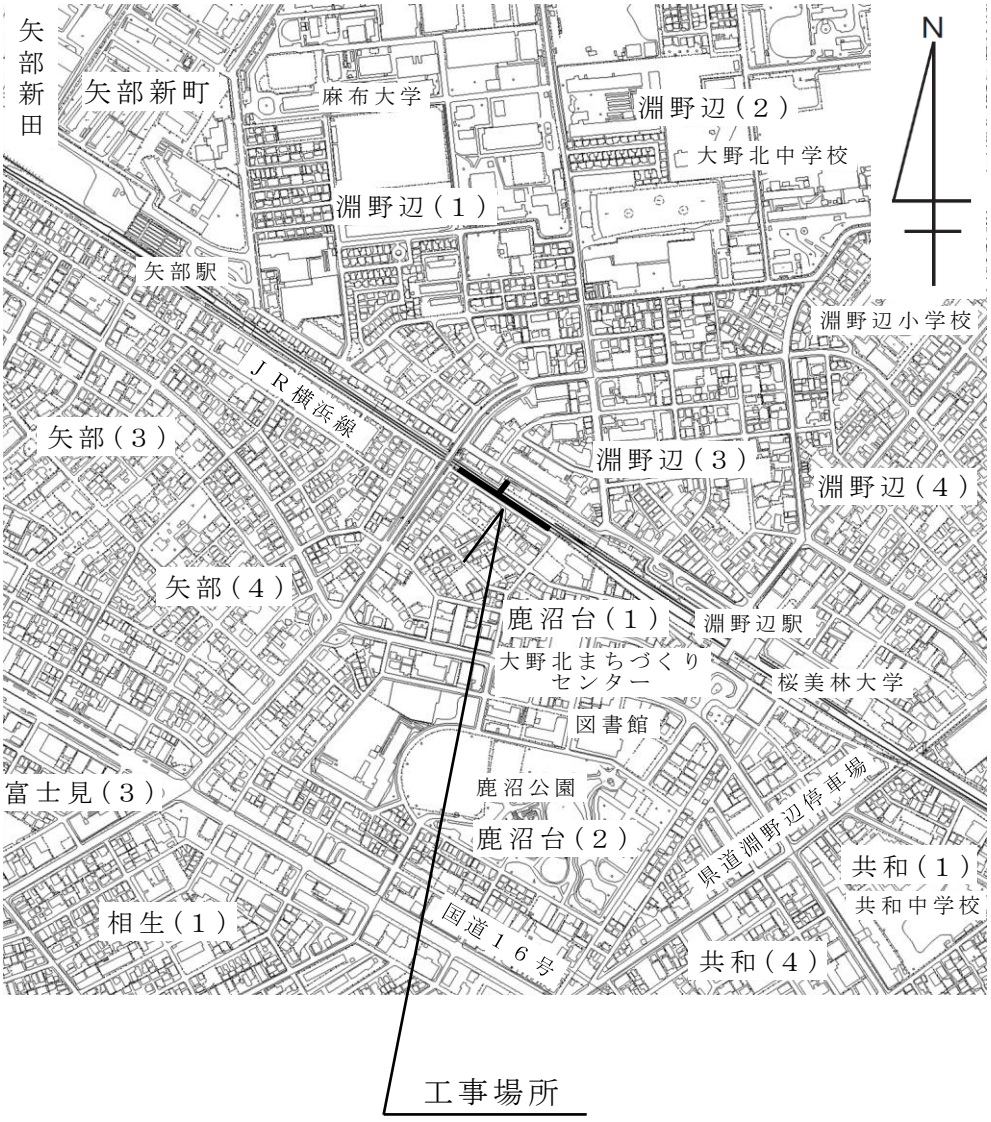

平　面　図

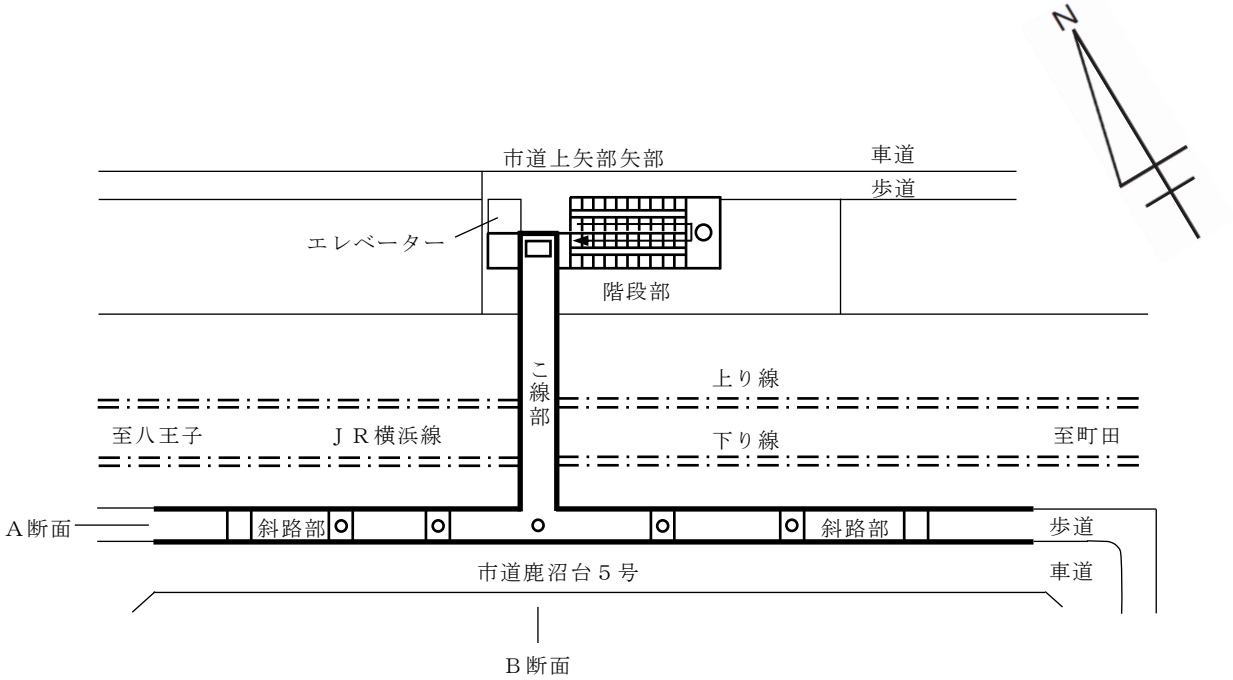

凡　例

工事部分

工事の概要

	こ線部	斜路部
工　種	塗装塗替工 修繕一式	塗装塗替工 落橋防止工 修繕一式
構　造	単純鋼床版鋼箱桁橋	３径間連続中路式鋼鈑桁橋
延　長	１７６．７ｍ	
規　模	幅２．７ｍ	幅２．２ｍ

断面図（Ａ断面）（単位　ｍ）

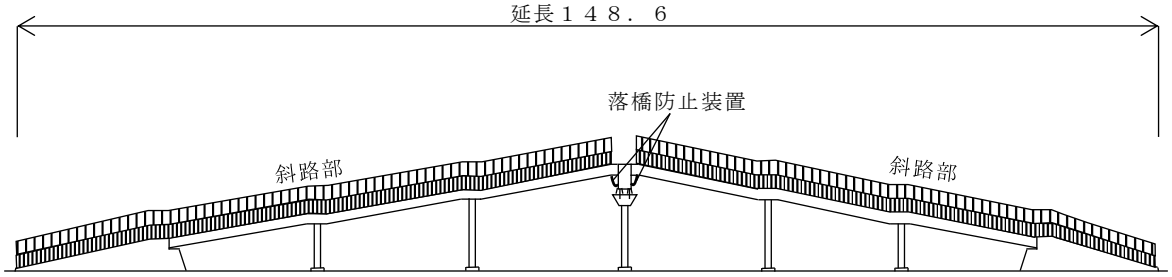

断面図（Ｂ断面）（単位　ｍ）

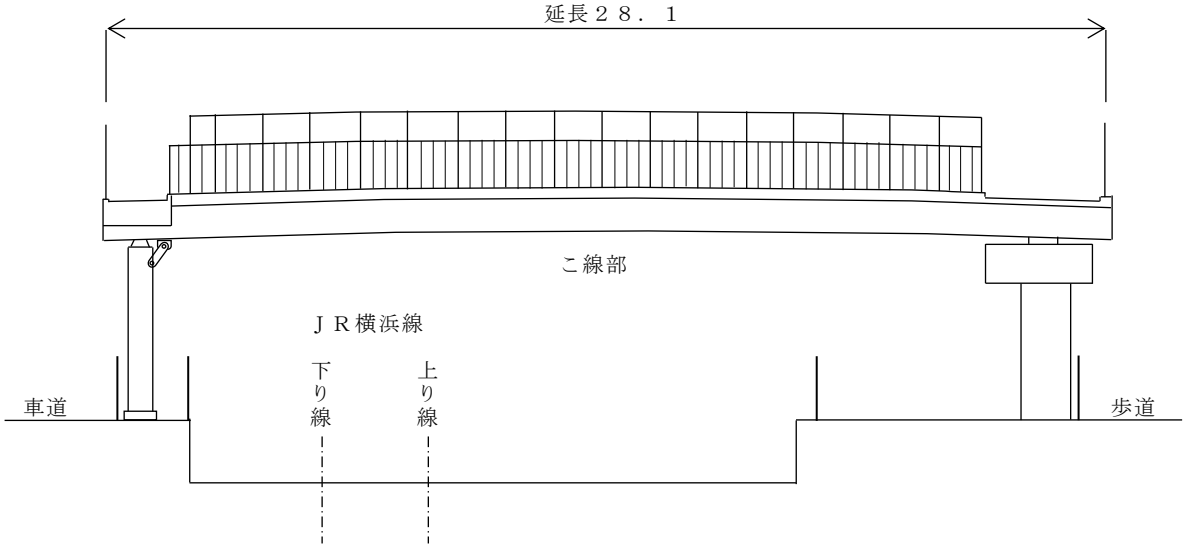

議案第３５号

工事請負契約について(相模原市立博物館プラネタリウム更新業務委託)

次のとおり、工事請負契約を締結する。

令和６年２月１３日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

１　工事の名称

相模原市立博物館プラネタリウム更新業務委託

２　工事の場所

相模原市中央区高根３丁目１番１５号

３　契約金額

４９９，９９９，５００円

４　契約の相手方

東京都府中市矢崎町４丁目１６番地

株式会社五藤光学研究所

取締役社長　五　藤　信　隆

５　履行期限

令和７年６月３０日

６　契約締結の方法

地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号)第１６７条の２第１項第２号の規定による随意契約

提案の理由

相模原市立博物館のプラネタリウム更新に係る工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和３９年相模原市条例第２２号)第２条の規定により提案するものである。

議案第３５号関係資料(その１)

相模原市立博物館プラネタリウム更新業務委託の概要

１　工事内容

投影機器群の更新及び施設改修

２　主な工事箇所

（１）投影機器

光学式プラネタリウム機器の更新及び全天周デジタル式映像投影機器の設置

（２）操作卓

投影機器、音響設備、照明設備等を制御する操作卓の更新

（３）番組制作用システム

演出プログラム、天体写真及び映像素材の制作及び編集をするための番組制作用システムの設置

（４）音響設備

多チャンネルのデジタルサラウンドシステムに対応した音響設備への更新

（５）照明設備

演出用及び管理用照明設備等の更新(ＬＥＤ化)

（６）ドームスクリーン

高耐久及び高精度の投影スクリーンへの更新

（７）座席

一般席の更新及び車椅子スペース等の設置

（８）内装

床面カーペット等の改修

（９）リア映写室及びソフト準備室

多目的スペースへの改修

議案第３５号関係資料（その２）

案　内　図

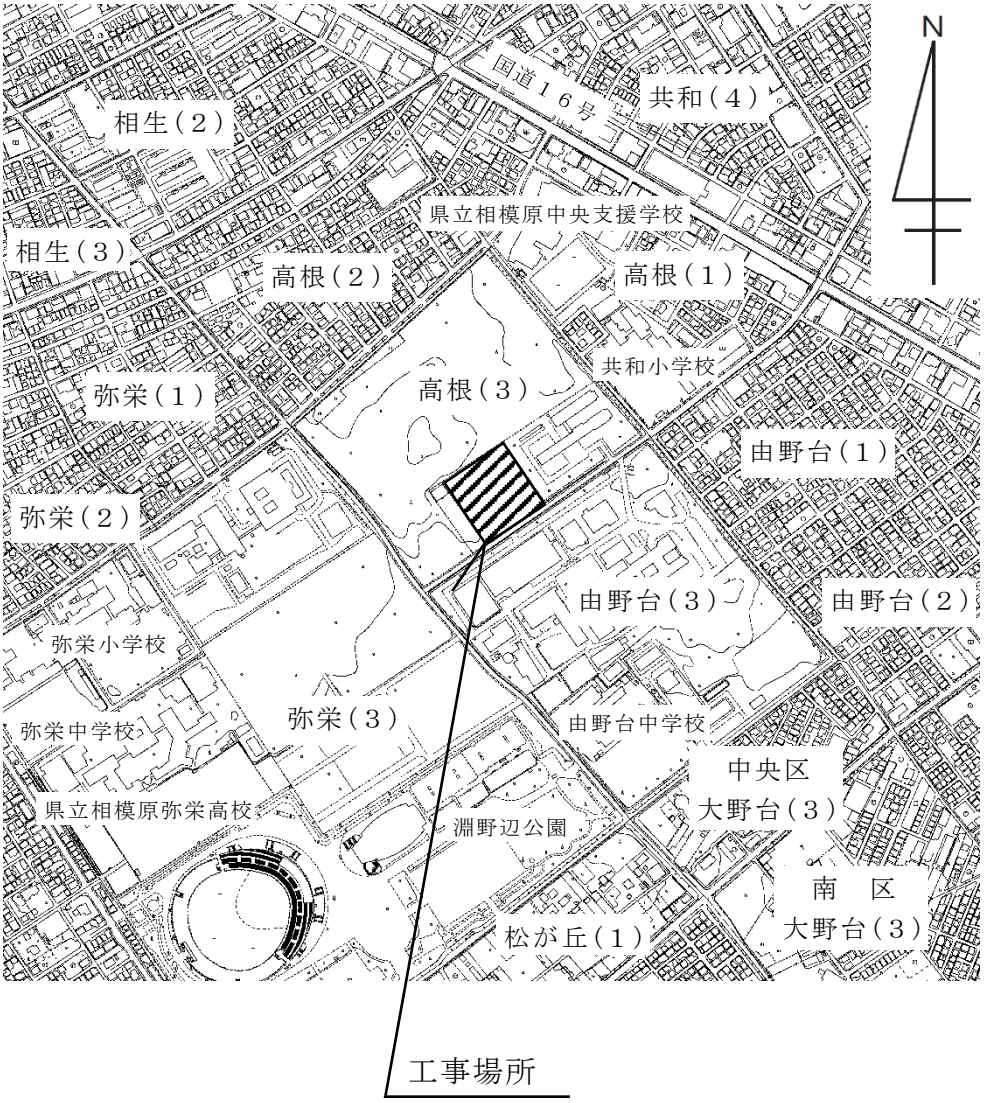

配　置　図

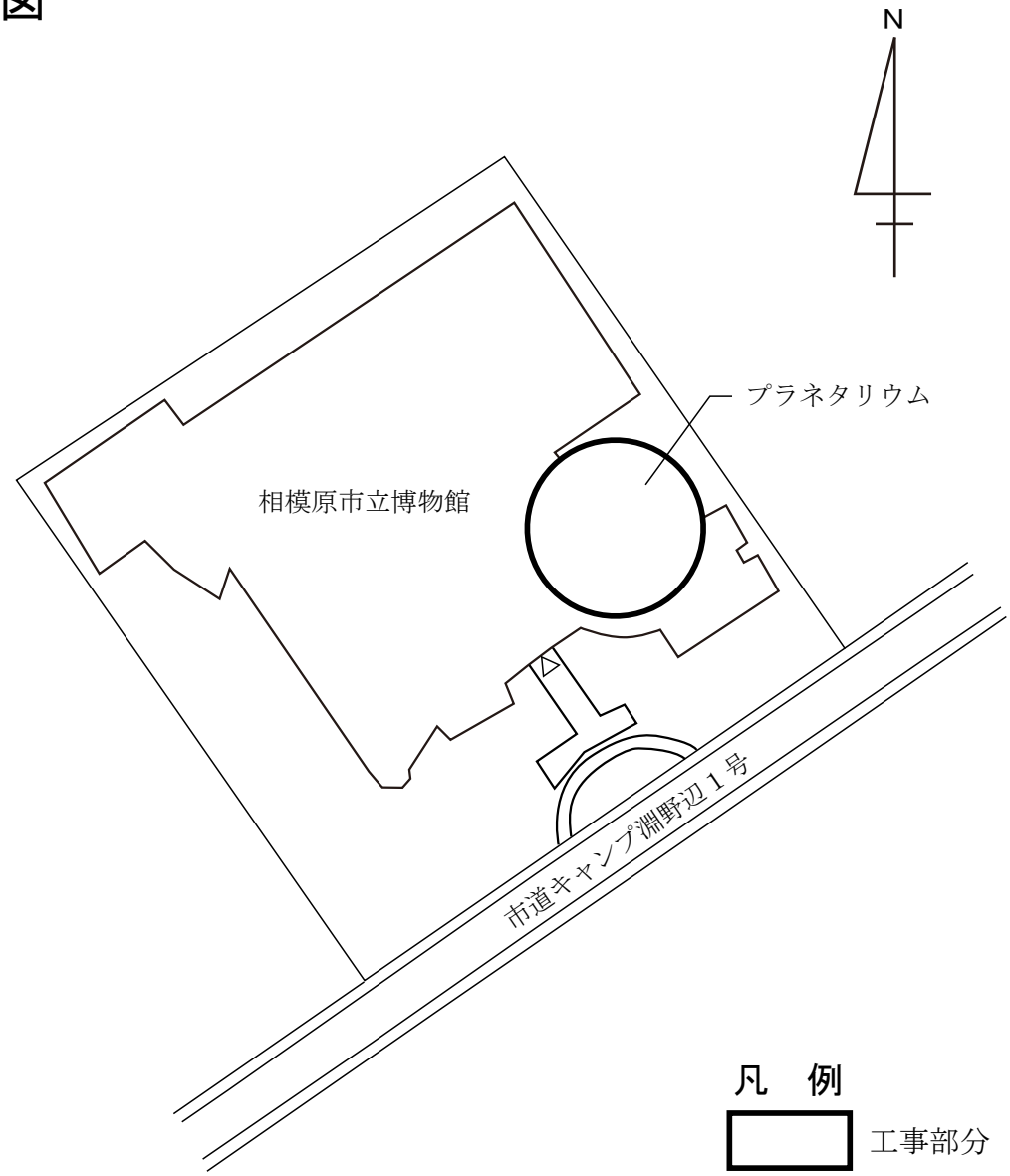

施設の概要(プラネタリウム)

構　　造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
設置年月日	平成７年１１月２０日
延べ床面積	８８３．９９㎡

平面図（更新前）

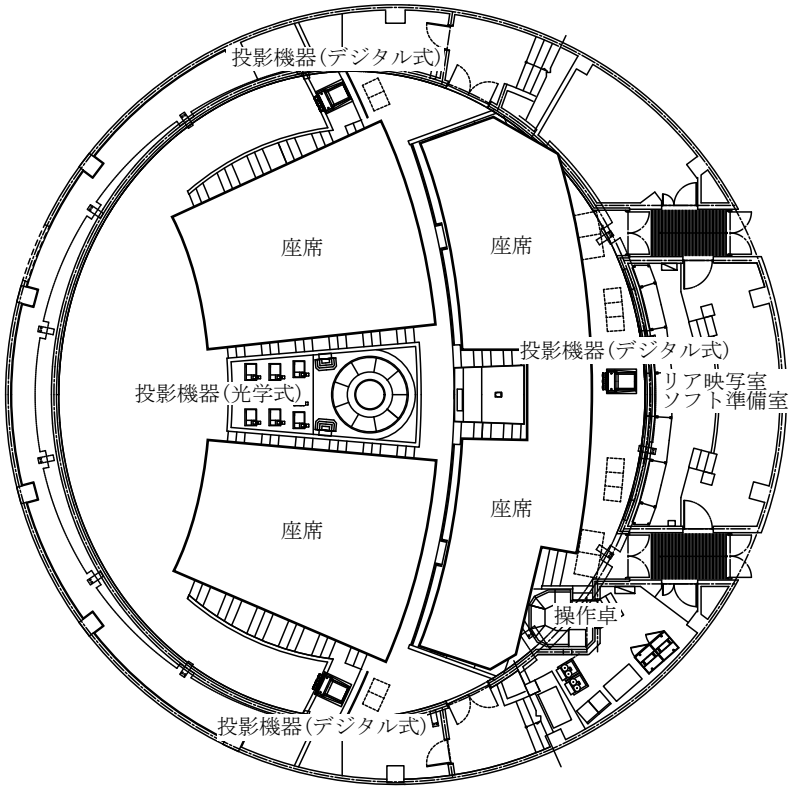

リア映写室及びソフト準備室下

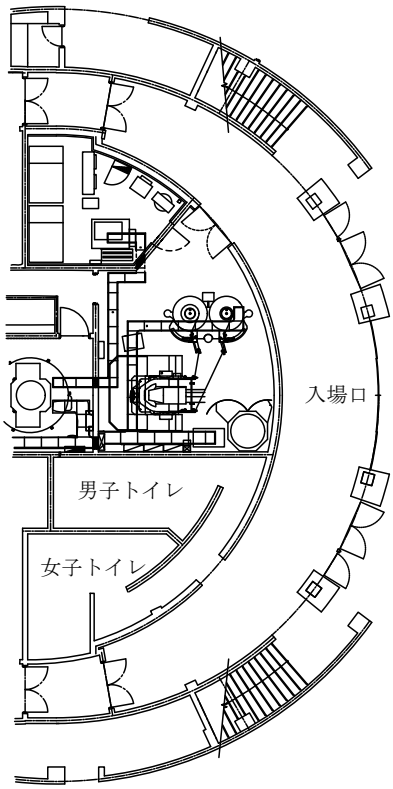

平面図（更新後）

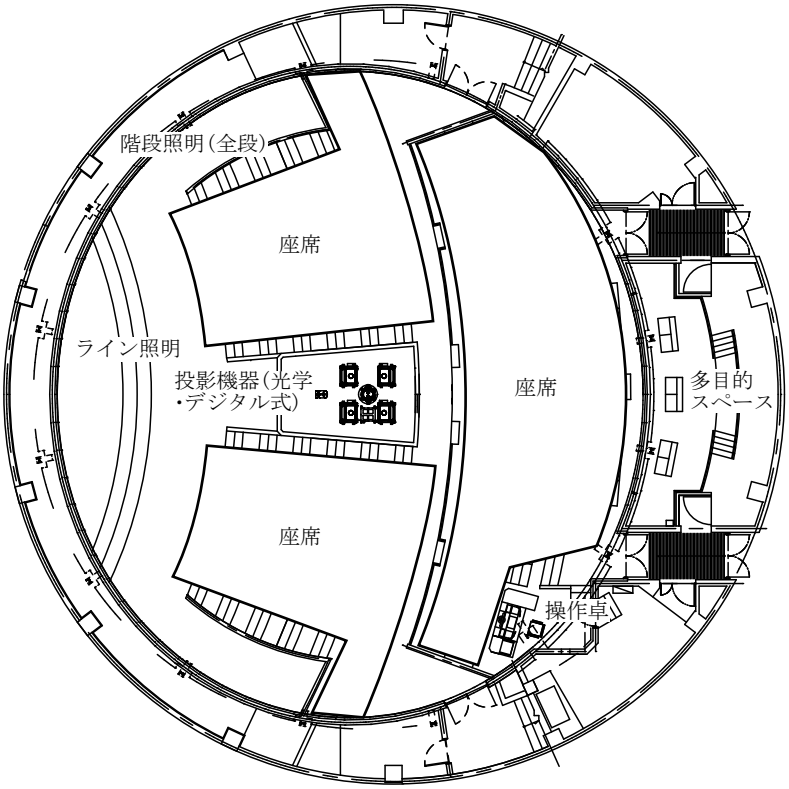

多目的スペース下

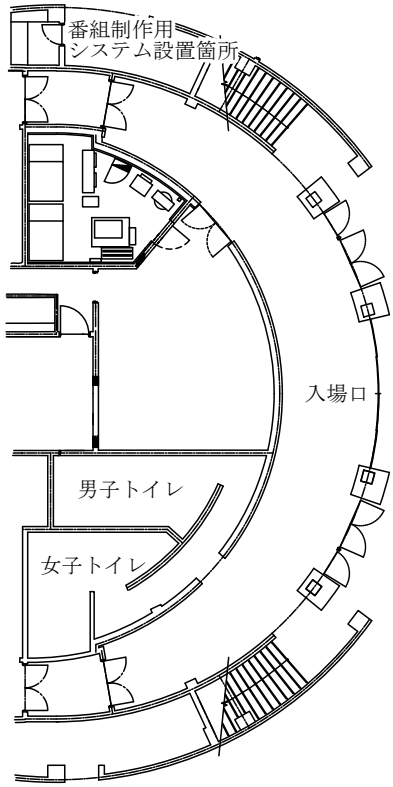

議案第３５号関係資料(その３)

契約の相手方の概要

１　所在地及び名称

東京都府中市矢崎町４丁目１６番地

株式会社五藤光学研究所

２　代表者

取締役社長　五　藤　信　隆

３　資本金

５０，０００千円

４　従業員数

２０６人

５　年間工事完成高

１，７１５，６７０千円

６　建設業法による許可の番号及び年月日

東京都知事許可(特－２)第１３５７４２号

令和２年１１月１５日

７　営業年数

９７年

８　最近における主な受注工事

発　注　者	富　　山　　市	東　　大　　阪　　市
工　事　名	富山市科学博物館プラネタリウム更新業務委託	東大阪市立児童文化スポーツセンター(ドリーム２１)プラネタリウム機器更新等業務委託
受 注 金 額	323,785 千円	289,993 千円
施　工　期	令和 3 年 12 月～令和 5 年 3 月	令和 4 年 9 月～令和 5 年 3 月

議案第３５号関係資料(その４)

選定業者及び見積価格

No.	所在地及び名称	代表者	見積価格	備考
1	東京都府中市矢崎町４丁目１６番地 株式会社五藤光学研究所	取締役社長 五藤　信隆	円 454,545,000	採用

※　見積書提出日時　令和５年９月２０日　午後４時００分

※　予定価格　４５４，５４５，４５４円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

※　見積価格に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額が採用価格(契約金額)となる。

議案第３６号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり、包括外部監査契約を締結する。

令和６年２月１３日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

１　契約の目的

当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

２　契約の始期

令和６年４月１日

３　契約金額

１５，２９０，０００円を上限とする額

４　契約の相手方

住所　東京都世田谷区成城８丁目１５番７号成城キャッスルＩ－１０７

氏名　守泉　誠

資格　公認会計士

提案の理由

包括外部監査契約を締結いたしたく、地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２５２条の３６第１項の規定により提案するものである。

議案第３６号関係資料

守泉　誠　略歴

１　生年月日

昭和３２年２月１１日

２　公認会計士登録

平成１０年１０月２６日　登録番号　第１４７３３号

３　学　歴

昭和５７年　３　月　　早稲田大学政治経済学部卒業

平成１４年　３　月　　筑波大学大学院博士課程経営・政策科学研究科企業科学専攻（企業法コース）単位取得後退学

令和　３　年　９　月　　東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻（都市持続再生学コース）修士課程修了

４　経　歴

昭和５７年　４　月～昭和５８年　２　月　　山一證券株式会社勤務

昭和５９年　９　月～平成１０年　９　月　　東京都事務員

平成１１年　４　月～平成１４年１２月　　エーエスジー監査法人（現太陽有限責任監査法人）勤務

平成１５年　１　月～平成１９年　７　月　　みすず監査法人勤務

平成１９年　７　月～平成２７年　９　月　　有限責任監査法人トーマツ勤務

平成２７年　７　月～令和　３　年　８　月　　独立行政法人国立公文書館監事

平成２７年１０月　　守泉公認会計士事務所開設（現在に至る。）

令和　３　年　９　月　　守泉誠税理士事務所開設（現在に至る。）

令和　４　年　４　月　　相模原市包括外部監査人（現在に至る。）

議案第３７号

不動産の取得について（(仮称)北部学校給食センター関係用地）

次のとおり、土地を取得する。

令和６年２月１３日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

１　目的

(仮称)北部学校給食センター関係用地

２　所在、地番、地目及び地積

相模原市緑区大島字上台１１２１番４４ほか１９筆

学校用地及び公衆用道路

４５，７３６．７７平方メートル

(内訳明細別表のとおり)

３　相手方

横浜市中区日本大通１

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

４　取得価格

６４８，４６７，９２２円

提案の理由

(仮称)北部学校給食センター関係用地として土地を取得いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和３９年相模原市条例第２２号)第３条の規定により提案するものである。

別表

所　　在	地　　番	地　　目	地　　積 （平方メートル）
相模原市緑区大島字上台	１１２１番４４	学校用地	１１，２８６
	１１２１番３０２	学校用地	３９
	１２２５番２	学校用地	４４８
	１２２５番４	学校用地	１２４
	１２２５番５	学校用地	２，０６５
相模原市緑区大島字合埜原	１２２８番１	学校用地	７１
	１２２８番２	学校用地	４９
	１２２８番３	学校用地	５３
	１２２８番４	学校用地	１，５３９
	１２２８番５	学校用地	１４３
	１２２９番５６	学校用地	１０，０６７
	１２２９番６７	学校用地	４，８３１
	１２２９番７５	学校用地	２，９６５
	１２２９番２４７	公衆用道路	１，９５９
	１２２９番２６７	学校用地	２，３６９
	１２２９番２６８	公衆用道路	５６３
	１２３４番２	学校用地	３．７７
相模原市緑区上九沢字三枚畠	１６２番５	学校用地	２，７７８
	１６２番１０	学校用地	４，１８５

	１６２番２０	公衆用道路	１９９
合　　計			４５，７３６．７７

備考　上記の土地の表示は、令和６年１月１２日現在の土地の登記事項証明書によるものである。

議案第３７号関係資料

案　内　図

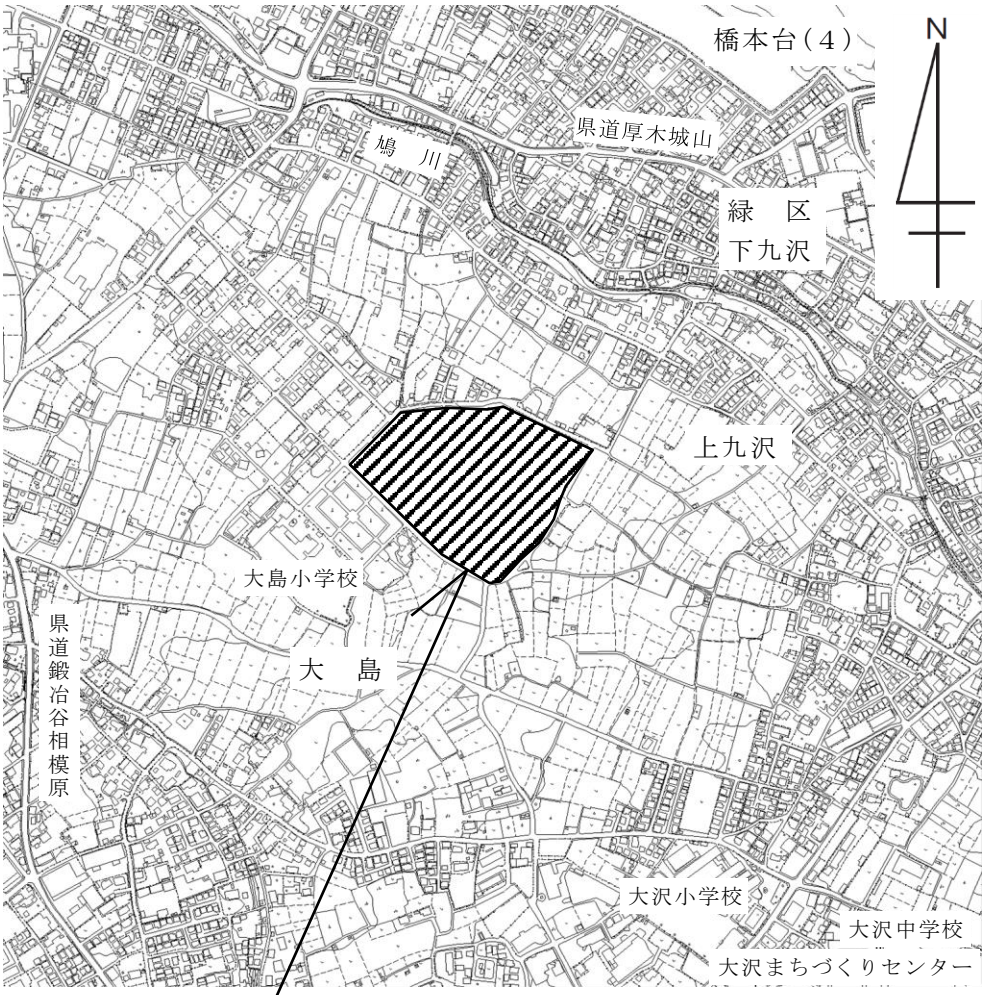

（仮称）北部学校給食センター関係用地

取　得　土　地

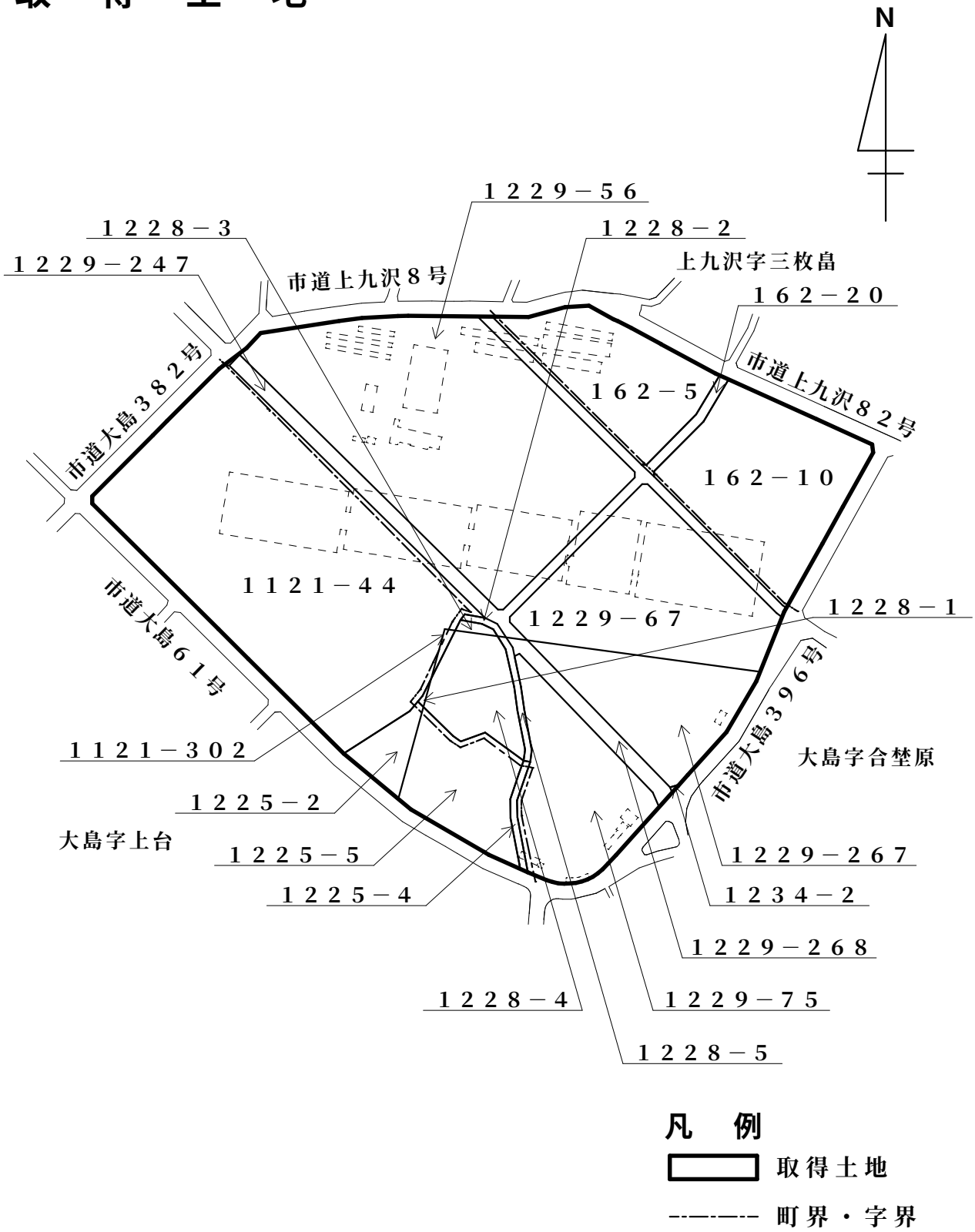
N
１２２９－５６
１２２８－３
１２２８－２
１２２９－２４７
市道上九沢８号
上九沢字三枚畠
１６２－２０
市道上九沢８２号
市道大島３８２号
１６２－５
１６２－１０
１１２１－４４
１２２９－６７
１２２８－１
市道大島６１号
市道大島３９６号
１１２１－３０２
大島字合埜原
１２２５－２
大島字上台
１２２５－５
１２２９－２６７
１２２５－４
１２３４－２
１２２９－２６８
１２２８－４
１２２９－７５
１２２８－５
凡　例
取得土地
町界・字界

議案第３８号

指定管理者の指定について（相模原市立相模川自然の村及び相模原市立相模川自然の村野外体験教室）

次のとおり、指定管理者を指定する。

令和６年２月１３日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

１　管理を行わせる施設の名称

相模原市立相模川自然の村及び相模原市立相模川自然の村野外体験教室

２　指定管理者

所在地　東京都中央区築地５丁目５番１２号

名　称　コンパスグループ・ジャパン株式会社

３　指定の期間

令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まで

提案の理由

相模原市立相模川自然の村及び相模原市立相模川自然の村野外体験教室の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により提案するものである。

議案第３８号関係資料(その１)

コンパスグループ・ジャパン株式会社の概要

１　設立年月日等

昭和２２年９月６日　設立

令和３年４月１日　西洋フード・コンパスグループ株式会社からコンパスグループ・ジャパン株式会社に改称

令和４年２月１日　コンパスグループ・ジャパンホールディングス株式会社、エムエフエス株式会社、ユーレストジャパン株式会社、栄食メディックス株式会社及び日本給食サービス株式会社と合併

２　規模

（１）従業員数等　役員６名、従業員１６，８１７名

（２）資本金　１００，０００，０００円

３　事業概要等

（１）事業概要

ア　食品の製造・加工業及び卸小売業

イ　乳製品及び清涼飲料水の製造並びに卸小売業

ウ　酒類及び塩・たばこの販売業

エ　給食・貸席及び宴会の受託

オ　食堂・飲食店・結婚式場・宴会場・保養所・宿泊施設・観光娯楽施設・公衆浴場施設・スポーツ施設・劇場・映画館・興行場等の経営及び運営受託

カ　オに掲げる店舗・施設の設計施工業及び経営コンサルタント業

キ　オに掲げる店舗・施設における代金精算システムの企画・開発、それに関わる機器の販売・保守・輸出入業及び賃貸業

ク　厨(ちゅう)房設備器具・食堂什(じゅう)器備品及び食器類の販売・保守・輸出入業及び賃貸業

ケ　自動販売機及び娯楽機のオペレーション並びに機械の修理販売・賃貸業

コ　スポーツクラブ・スポーツ教室・カルチャー教室の経営及び運営受託

サ　物品の販売に関する事業

シ　ホテル業・一般旅行業・国内旅行業・旅行業代理店業

ス　一般旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業

（２）公の施設の管理実績

ア　相模原市立相模川自然の村及び相模原市立相模川自然の村野外体験教室の指定管理者（平成１８年４月から現在に至る。）

イ　刈谷市民休暇村の指定管理者（平成１８年４月から現在に至る。）

議案第３８号関係資料(その２)

相模原市立相模川自然の村及び相模原市立相模川自然の村野外体験教室の指定管理者の選考について

１　選考理由

コンパスグループ・ジャパン株式会社(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

（１）評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、２(７)イのとおり)であったこと。

（２）評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。

（３）候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

２　選考までの経過

（１）指定管理者となる要件

法人その他の団体

（２）指定管理者の公募(１回目)

ア　募集要項の配布　令和５年７月１８日から同年９月１５日まで

イ　説明会及び現地見学会　令和５年７月２７日(参加数　４団体)

ウ　申請の受付　令和５年８月１５日から同年９月１５日まで(申請数　１団体)

（３）申請団体

名称	所在地
コンパスグループ・ジャパン株式会社	東京都中央区築地５丁目５番１２号

（４）失格

(３)の申請団体は、地方税(特別徴収税額納入金を含む。)を滞納しており申請の資格を満たさないため、失格となった。

（５）指定管理者の公募(２回目)

ア　募集要項の配布　令和５年１１月６日から同年１２月６日まで

イ　説明会及び現地見学会　令和５年１１月１３日(参加数　２団体)

ウ　申請の受付　令和５年１１月６日から同年１２月６日まで(申請数　２団体)

（６）候補団体以外の申請団体

名称	所在地
株式会社ヒト・コミュニケーションズ	東京都豊島区東池袋１丁目９番６号

（７）選考

令和６年１月１０日に、相模川自然の村及び相模川自然の村野外体験教室指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、申請のあった２団体による提案説明を実施し、それを踏まえ、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア　選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(民間事業者１名、税理士１名、市職員１名)計４名

イ　評価基準・評価結果

（ア）委員４名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内訳	指定管理者の適性	２０	１６
	管理運営方針	２０	１６
	地域活性化	２０	１４
	計画事業(自主事業を除く。)	６０	４５
	自主事業	４０	２８
	利用者ニーズ	２０	１２
	維持管理計画	６０	４５
	人員配置	２０	１４
	安全管理及び緊急時の対応	２０	１４
	適正な管理・経理	２０	１４
	小計	３００	２１８
収支計画・経費的効果			

内訳	収支計画の妥当性	２０	１５
	指定管理料の削減	４０	２４
	利益の還元	２０	１４
	小計	８０	５３
管理能力			
内訳	団体の経営状況	２０	１３
	団体の管理能力	２０	１５
	労働環境の適正性	２０	１４
	小計	６０	４２
合計		４４０	３１３

備考　事業計画、収支計画・経費的効果及び管理能力に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、２６４点とした。

（イ）候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名称	得点
株式会社ヒト・コミュニケーションズ	３１１

（ウ）申請のあった２団体について、配点の合計（４４０点）を１００点満点に換算した場合の得点は、次のとおりである。

名称	得点
コンパスグループ・ジャパン株式会社	７１．１
株式会社ヒト・コミュニケーションズ	７０．６

備考　小数点以下１位未満を切り捨てた。

議案第３９号

指定管理者の指定について(相模原市体育館)

次のとおり、指定管理者を指定する。

令和６年２月１３日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

１　管理を行わせる施設の名称

相模原市体育館

２　指定管理者

所在地　相模原市中央区富士見６丁目６番２３号

名　称　総合体育館グループ運営共同企業体

３　指定の期間

令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで

提案の理由

相模原市体育館の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２４４条の２第６項の規定により提案するものである。

議案第３９号関係資料(その１)

総合体育館グループ運営共同企業体の概要

１　構成員

相模原市中央区富士見６丁目６番２３号
公益財団法人相模原市まち・みどり公社
川崎市幸区堀川町５８０番地
株式会社明治スポーツプラザ
東京都江東区大島１丁目９番８号
株式会社フクシ・エンタープライズ

２　設立年月日等

構成員	設立年月日等
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	昭和３７年６月１４日　設立 昭和４９年４月１日　財団法人相模原市開発公社から財団法人相模原市都市整備公社に改称 平成２３年４月１日　公益財団法人に移行 平成２６年４月１日　公益財団法人相模原市みどりの協会と合併し、公益財団法人相模原市都市整備公社から公益財団法人相模原市まち・みどり公社に改称
株式会社明治スポーツプラザ	平成２年７月５日　設立
株式会社フクシ・エンタープライズ	昭和５８年４月２７日　設立

３　規模

構成員	職員数等	基本財産等
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	役　員　１３名 職　員　９６名	基本財産 ２０６，５７８千円

株式会社明治スポーツプラザ	役　員　　６名 従業員　　９４２名	資本金 １００，０００千円
株式会社フクシ・エンタープライズ	役　員　　８名 従業員　１，８５６名	資本金 ５０，０００千円

４　事業概要等

（１）事業概要

構成員	事業概要
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	ア　都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業 イ　都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整備に関する事業 ウ　都市機能の維持及び増進に関する事業 エ　豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業 オ　みどり豊かなまちづくりの推進に関する事業 カ　その他この法人の目的を達成するために必要な事業
株式会社明治スポーツプラザ	ア　プール、ジム、スタジオ、ゴルフ練習場等のスポーツ施設・レジャー施設の経営 イ　スポーツ施設・レジャー施設及びその経営に関するコンサルティング業務 ウ　スポーツ施設・レジャー施設の管理受託業務 エ　運動プログラムの提供及び指導 オ　食堂・喫茶の経営 カ　各種菓子及び牛乳、乳製品、清涼飲料水等の食料品の販売 キ　スポーツ用品、旅行用バッグ等のレジャー用品、書籍及び日用雑貨の販売 ク　スポーツトレーニング器具類の販売 ケ　不動産の賃貸及び管理 コ　旅行業法(昭和２７年法律第２３９号)に基づく旅行業者代理業

株式会社フクシ・エンタープライズ	ア　各種スポーツ施設(プール、トレーニング室、体育館、グラウンド、庭球場等)の管理・運営 イ　健康増進施設の管理・運営 ウ　温浴施設の管理・運営 エ　スポーツ施設及び健康増進施設の整備に関するコンサルティング業務 オ　各種スポーツ教室・講習会の企画・指導 カ　各種競技会及びレクリエーション活動の企画・指導 キ　各種スポーツ用品、用具、運動機器等の販売 ク　運動機器等の保守点検業務 ケ　各種イベント会場の管理・運営及び事務局業務 コ　道路・公園・建築物の清掃 サ　建物設備(消防設備・エレベーター・電気・冷暖房機器・冷凍機・空調設備)の保守・点検 シ　水質検査業務

（２）公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	ア　相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館、相模原北公園スポーツ広場及び相模原市体育館の指定管理者(平成１８年４月から現在に至る。) イ　相模原市立市民健康文化センターの指定管理者(平成１８年４月から現在に至る。) ウ　相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者(平成１８年４月から現在に至る。) ※　いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者(ア及びイについては平成２６年４月から、ウについては平成２１年４月から)
	ア　相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館、相模原北公園スポーツ広場及び相模原市体育館の指定管理者(平成２６年４月から現在に至る。) イ　相模原市立市民健康文化センターの指定管理者(平

株式会社明治スポーツプラザ	成２６年４月から現在に至る。） ウ　木更津市健康増進センターの指定管理者（平成１９年４月から現在に至る。） エ　大阪市立浪速屋内プール及び大阪市立浪速スポーツセンターの指定管理者（平成２６年４月から現在に至る。） ※　ア、イ及びエについては、共同企業体の構成員としての指定管理者
株式会社フクシ・エンタープライズ	ア　相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館、相模原北公園スポーツ広場及び相模原市体育館の指定管理者（平成２６年４月から現在に至る。） イ　相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者（平成２１年４月から現在に至る。） ウ　袖ケ浦市臨海スポーツセンターの指定管理者（平成１８年４月から現在に至る。） エ　いわて盛岡ボールパークの指定管理者（令和５年４月から現在に至る。） ※　アからウまでについては共同企業体の構成員としての、エについては民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）に基づく選定事業者としての指定管理者

議案第３９号関係資料(その２)

相模原市体育館の指定管理者の選考について

相模原市体育館の指定管理者の選考に当たっては、公募及び選考委員会の設置を行わず、相模原市体育館に関する条例(昭和３２年相模原市条例第２９号)附則第２項及び第３項の規定により平成３１年４月１日から令和６年３月３１日までの間、相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館、相模原北公園スポーツ広場及び相模原市体育館(以下「相模原市体育館等」という。)の指定管理者として指定された総合体育館グループ運営共同企業体(以下「候補団体」という。)に申請書類の提出を求め、指定の基準に適合しているものとして選考した。

１　選考理由

候補団体を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

（１）評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、２(３)アのとおり)であったこと。

（２）評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。

（３）現在の相模原市体育館等の管理運営の状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

２　選考までの経過

（１）指定管理者となる要件

平成３１年４月１日から令和６年３月３１日までの間、相模原市体育館等の指定管理者として指定されたもの

（２）指定管理者の申請の受付等

ア　申請要項の配布　令和５年１２月２２日

イ　申請の受付　令和６年１月５日から同月１１日まで

（３）選考

候補団体から提出された申請書類の内容を踏まえ、評価基準に基づき採点を行った。

ア　評価基準・評価結果

（ア）候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内訳	指定管理者の適性	5	4
	管理運営方針	5	4
	地域活性化	5	4
	計画事業(自主事業を除く。)	１５	１２
	自主事業	１５	9
	利用者ニーズ	１５	１２
	維持管理計画	１５	１２
	人員配置	5	3
	安全管理及び緊急時の対応	１０	8
	適正な管理・経理	5	3
	小計	９５	７１
収支計画・経費的効果			
内訳	収支計画の妥当性	5	3
	指定管理料の削減	5	3
	利益の還元	5	5
	小計	１５	１１
合計		１１０	８２

備考　事業計画及び収支計画・経費的効果に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、６６点とした。

（イ）候補団体について、配点の合計(１１０点)を１００点満点に換算した場合の得点は、７４．５点(小数点以下１位未満切捨て)である。

イ　管理能力に係る評価

令和５年１１月に実施した相模原市体育館等の管理運営状況に係るモニタリングにおいて、候補団体による業務は適正に実施されているものと評価しており、継続的な管理運営が期待できるものと評価した。

議案第４０号

指定管理者の指定について(相模原南市民ホール)

次のとおり、指定管理者を指定する。

令和６年２月１３日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

１　管理を行わせる施設の名称

相模原南市民ホール

２　指定管理者

所在地　相模原市南区相模大野４丁目４番１号

名　称　公益財団法人相模原市民文化財団

３　指定の期間

令和６年４月１日から令和８年３月３１日まで

提案の理由

相模原南市民ホールの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２４４条の２第６項の規定により提案するものである。

議案第４０号関係資料(その１)

公益財団法人相模原市民文化財団の概要

１　設立年月日等

平成元年４月２８日　設立

平成２３年４月１日　公益財団法人に移行

２　規模

（１）職員数等　役員１１名、職員３８名

（２）基本財産　１００，０００，０００円

３　事業概要等

（１）事業概要

ア　市民の生活文化及び芸術文化の振興に関する事業

イ　文化情報の収集及び提供に関する事業

ウ　文化の振興に係る調査及び研究に関する事業

エ　文化施設等の管理運営事業

オ　その他公益目的を達成するために必要な事業

（２）公の施設の管理実績

ア　相模原市文化会館、相模原南市民ホール及び杜(もり)のホールはしもとの指定管理者(平成１８年４月から現在に至る。)

イ　相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザの指定管理者(平成２１年４月から現在に至る。)

ウ　相模原市立城山文化ホールの指定管理者(平成２６年４月から現在に至る。)

エ　相模原市民会館の指定管理者(平成１８年４月から平成２６年３月まで)

議案第４０号関係資料(その２)

相模原南市民ホールの指定管理者の選考について

相模原南市民ホールの指定管理者の選考に当たっては、公募及び選考委員会の設置を行わず、相模原市立市民会館条例(昭和４０年相模原市条例第２６号)附則第３項及び第４項の規定により平成３１年４月１日から令和６年３月３１日までの間、相模原市文化会館、相模原南市民ホール及び相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザ(以下「相模原南市民ホール等」という。)の指定管理者として指定された公益財団法人相模原市民文化財団(以下「候補団体」という。)に申請書類の提出を求め、指定の基準に適合しているものとして選考した。

１　選考理由

候補団体を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

（１）評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、２(３)アのとおり)であったこと。

（２）評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準をおおむね満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。

（３）現在の相模原南市民ホール等の管理運営の状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

２　選考までの経過

（１）指定管理者となる要件

平成３１年４月１日から令和６年３月３１日までの間、相模原南市民ホール等の指定管理者として指定されたもの

（２）指定管理者の申請の受付等

ア　申請要項の配布　令和５年１２月２２日

イ　申請の受付　令和６年１月５日から同月１１日まで

（３）選考

候補団体から提出された申請書類の内容を踏まえ、評価基準に基づき採点を行った。

ア　評価基準・評価結果

（ア）候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内訳	指定管理者の適性	１０	8
	管理運営方針	5	4
	地域活性化	5	4
	計画事業（舞台芸術公演事業）（自主事業を除く。）	１０	8
	計画事業（次代の文化芸術を担う人材の育成及び地域コミュニティの活性化やにぎわい創出に寄与する事業）（自主事業を除く。）	5	4
	自主事業	5	3
	利用者ニーズ	5	3
	維持管理計画	5	4
	人員配置	5	4
	安全管理及び緊急時の対応	5	4
	適正な管理・経理	5	3
	小計	６５	４９
収支計画・経費的効果			
内訳	収支計画の妥当性	１０	8
	指定管理料の削減	5	3
	利益の還元	5	1
	小計	２０	１２
合計		８５	６１

備考　事業計画及び収支計画・経費的効果に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、５１点とした。

（イ）候補団体について、配点の合計（８５点）を１００点満点に換算した場合の得点は、７１．７点（小数点以下１位未満切捨て）である。

イ　管理能力に係る評価

令和５年１１月に実施した相模原南市民ホール等の管理運営状況に係るモ

ニタリングにおいて、候補団体による業務は適正に実施されているものと評価しており、継続的な管理運営が期待できるものと評価した。

議案第４１号

市道の認定について

次のとおり、市道の路線を認定する。

令和６年２月１３日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

路線名	起点	終点	幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
下九沢 490 号	緑区下九沢 2868 番 11 地先	緑区下九沢 2872 番 10 地先	６．０	１０１	別図１
下九沢 491 号	緑区下九沢 2868 番 11 地先	緑区下九沢 2866 番 8 地先	６．０	６９	
下九沢 492 号	緑区下九沢 2868 番 10 地先	緑区下九沢 2866 番 7 地先	６．０	６８	
下九沢 493 号	緑区下九沢 1315 番 2 地先	緑区下九沢 1315 番 8 地先	４．５	４９	別図２
城山 3 号	緑区城山 1 丁目 159 番 12 地先	緑区城山 1 丁目 159 番 20 地先	５．０	４５	別図３
鳥屋 28 号	緑区鳥屋 1178 番 1 地先	緑区鳥屋 1184 番 1 地先	２．８～８．５	３０６	別図４
中野 52 号	緑区中野 1074 番 9 地先	緑区中野 1074 番 5 地先	５．０	４３	別図５
橋本 151 号	緑区橋本 7 丁目 859 番 10 地先	緑区橋本 7 丁目 859 番 15 地先	４．５～５．０	４５	別図６
橋本 152 号	緑区橋本 5 丁目 301 番 3 地先	緑区橋本 5 丁目 301 番 8 地先	４．０～５．０	７９	別図７
青葉 42 号	中央区青葉 2 丁目 6120 番 26 地先	中央区青葉 2 丁目 6120 番 36 地先	５．０	７４	別図８
青葉 43 号	中央区青葉 1 丁目 6140 番 7 地先	中央区青葉 1 丁目 6140 番 14 地先	４．５	３６	別図９

上溝 943 号	中央区上溝 3 丁目 3665 番 38 地先	中央区上溝 3 丁目 3665 番 40 地先	５．０	９１	別図 10
田名 1200 号	中央区田名 4614 番 29 地先	中央区田名 4614 番 19 地先	４．５	７３	別図 11
麻溝台 203 号	南区麻溝台 4 丁目 1696 番 6 地先	南区麻溝台 4 丁目 1696 番 10 地先	５．０	４２	別図 12
大野台 257 号	南区大野台 5 丁目 2512 番 32 地先	南区大野台 5 丁目 2512 番 50 地先	４．５ ～５．０	４５	別図 13
相南 52 号	南区相南 1 丁目 5203 番 90 地先	南区相南 1 丁目 5203 番 87 地先	４．５ ～５．０	４２	別図 14
並木 59 号	中央区並木 2 丁目 5600 番 126 地先	中央区並木 2 丁目 5600 番 110 地先	４．２ ～４．５	６６	別図 15

提案の理由

開発行為による帰属及び寄附受納に伴い市道の路線を認定いたしたく、道路法(昭和２７年法律第１８０号)第８条第２項の規定により提案するものである。

別　図　1

1　案内図

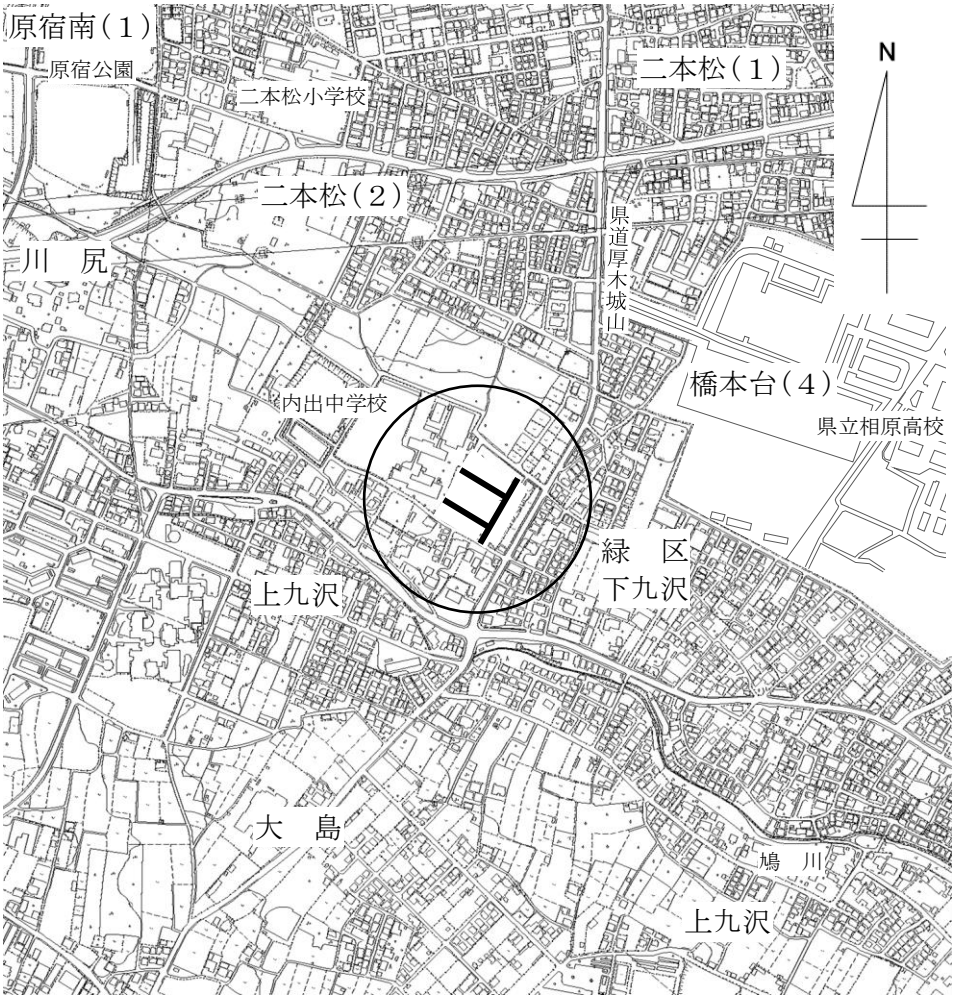

2　道路の概要

路線名	下九沢４９０号、下九沢４９１号、下九沢４９２号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区下九沢 2866 番 1 外 31 筆
開発行為の面積	10,027.10 ㎡
予定建築物の用途等	専用住宅 47 宅地
区域区分等	市街化調整区域(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 34 条第 11 号の規定による開発許可の基準に適合)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

３　路線図

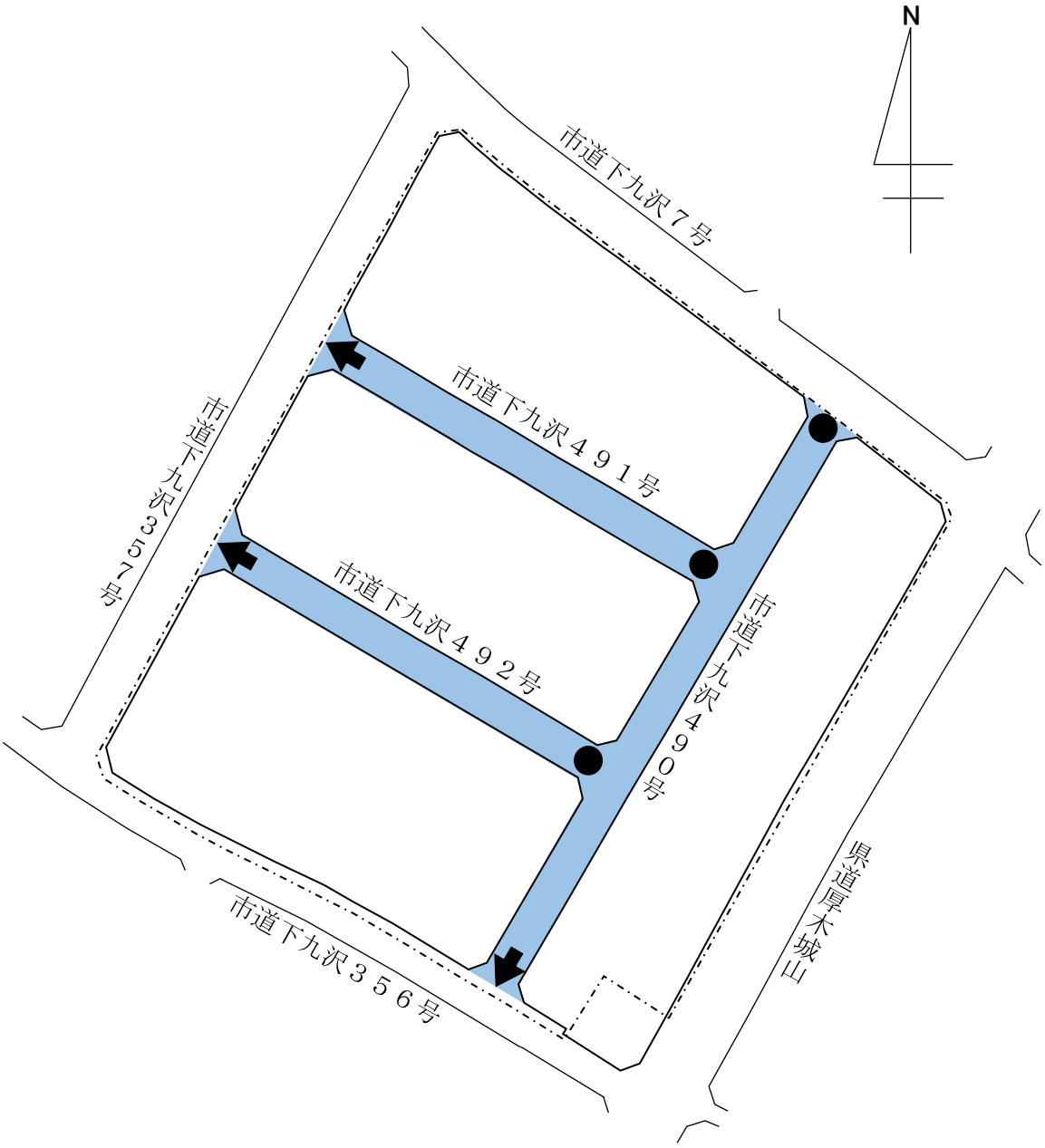

凡　例

開発区域

認定路線

市道下九沢４９０号	市道下九沢４９１号	市道下九沢４９２号
幅員　6.0m	幅員　6.0m	幅員　6.0m
延長　101m	延長　69m	延長　68m

別　図　２

１　案内図

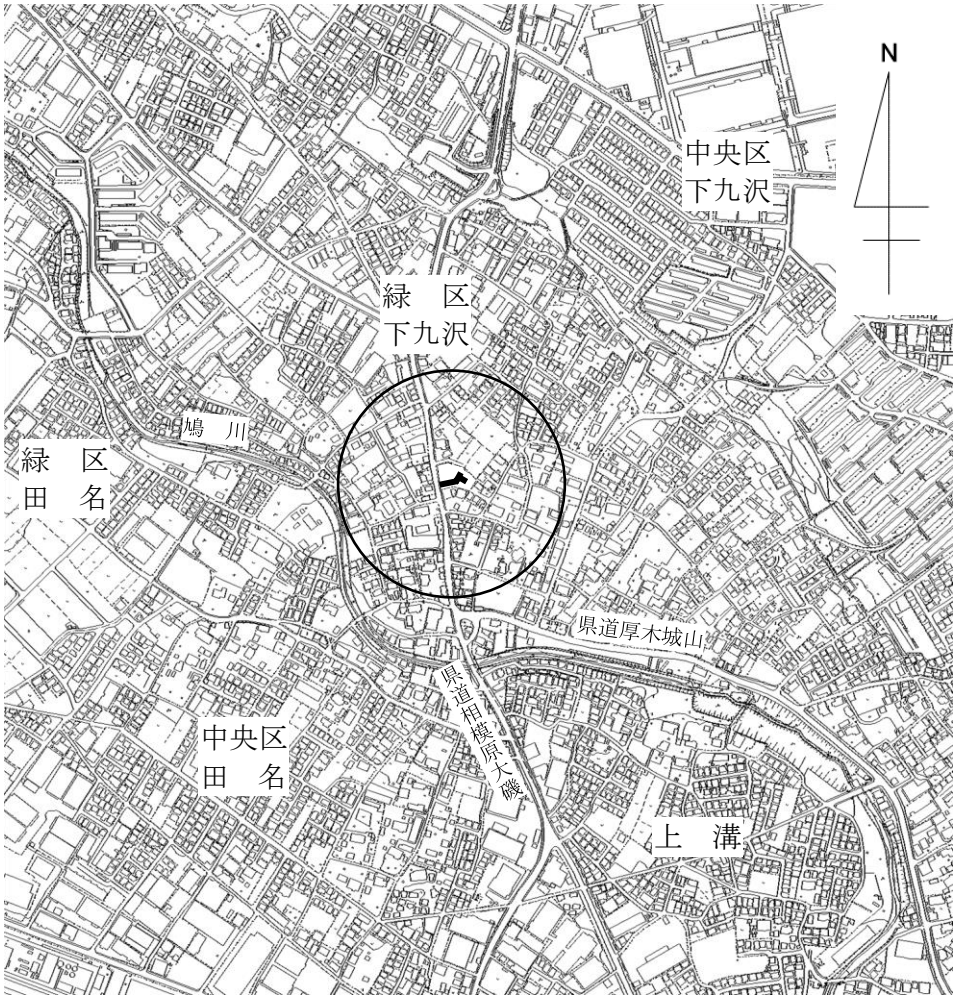

２　道路の概要

路線名	下九沢 493 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区下九沢 1315 番 2 外 9 筆
開発行為の面積	1,122.73 ㎡
予定建築物の用途等	専用住宅 7 宅地
区域区分等	市街化区域 （第二種住居地域）
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切、車返しあり

３　路線図

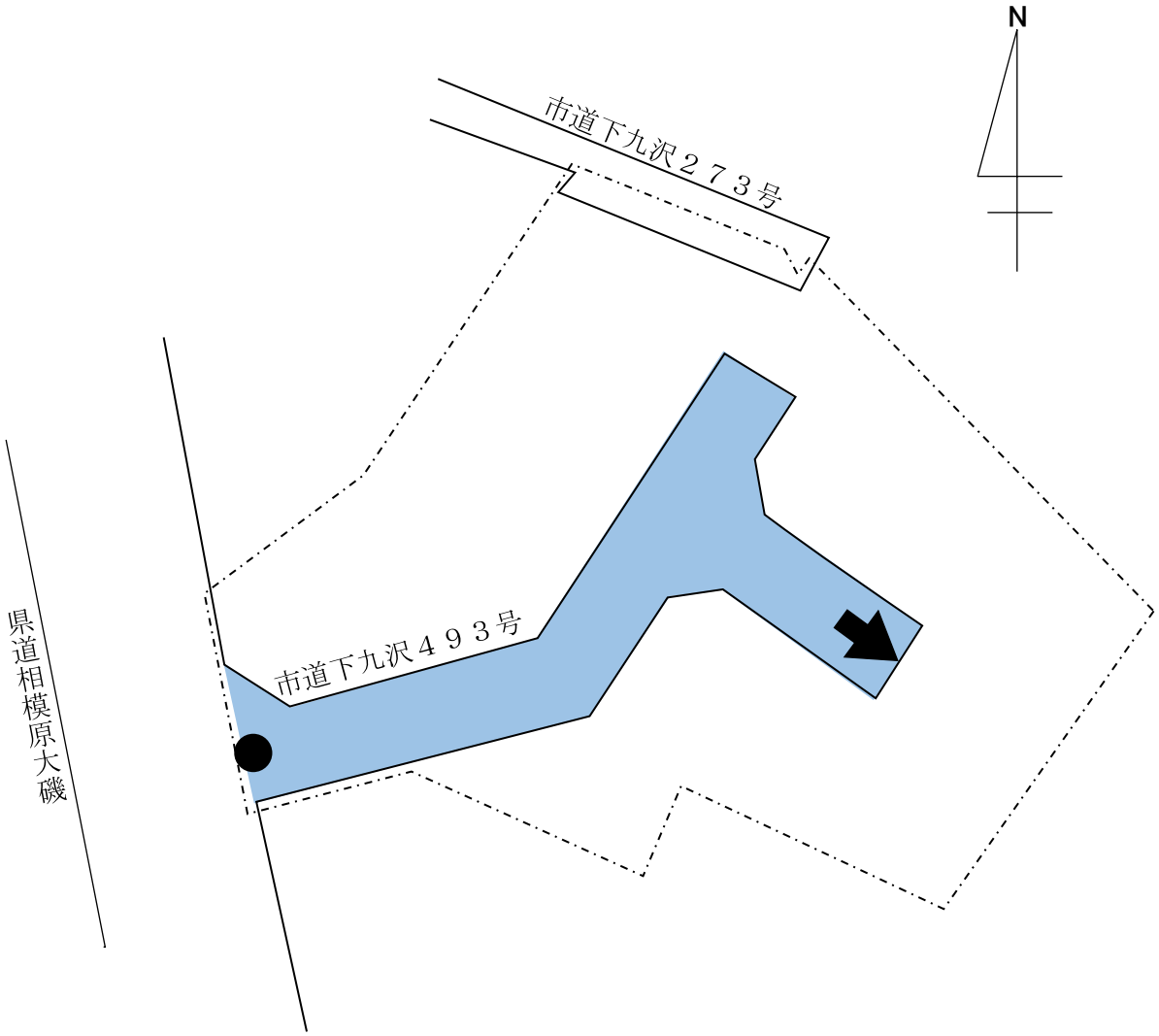

凡　例

開発区域

認定路線

幅員　4.5m

延長　49m

別　図　３

１　案内図

２　道路の概要

路線名	城山３号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区城山１丁目 159 番１ 外 14 筆
開発行為の面積	1,741.67 ㎡
予定建築物の用途等	専用住宅 12 宅地
区域区分等	市街化区域 （第一種中高層住居専用地域・第二種住居地域）
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

３　路線図

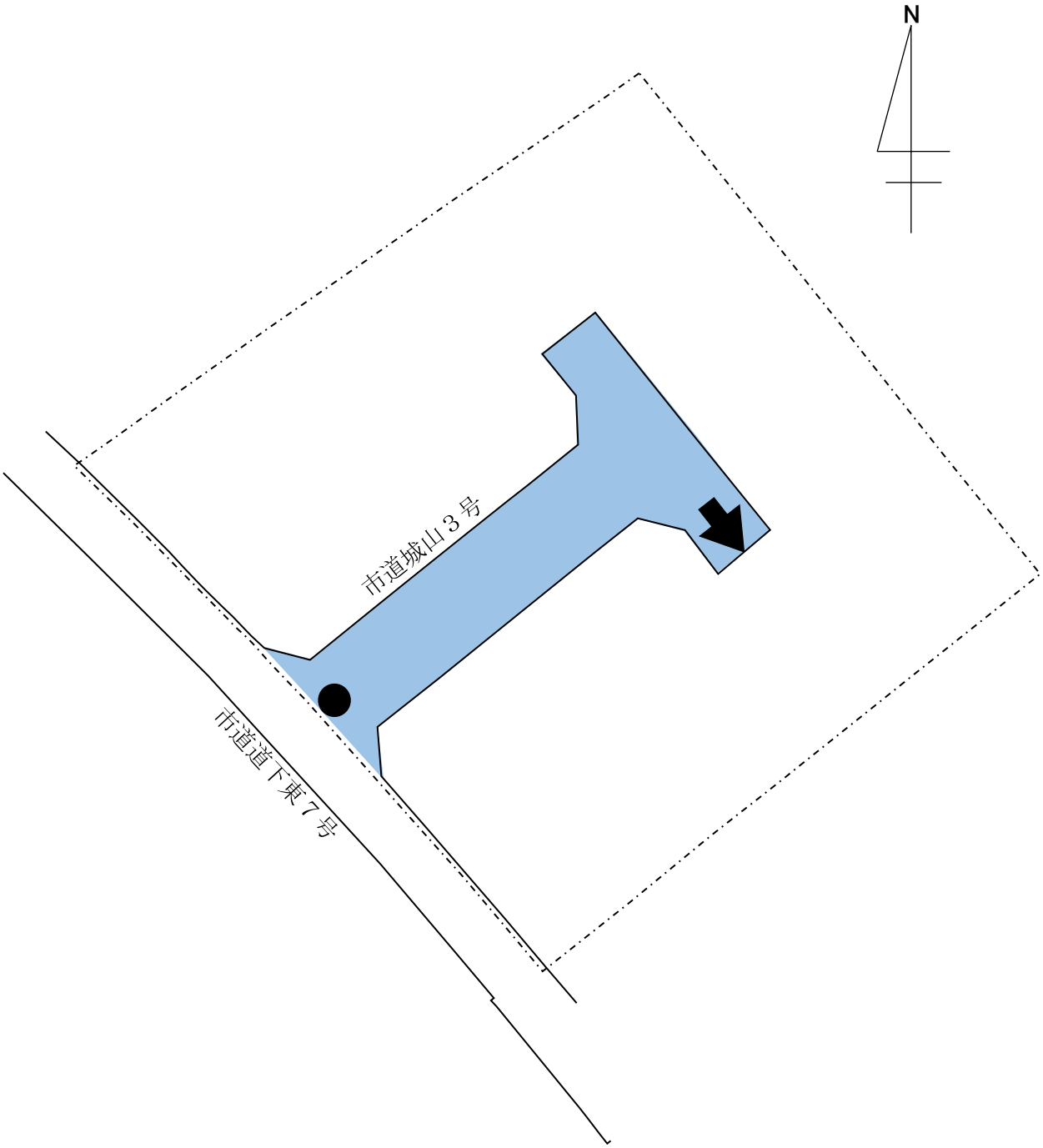

凡　例

開発区域

認定路線

幅員　5.0m

延長　45m

別　図　４

１　案内図

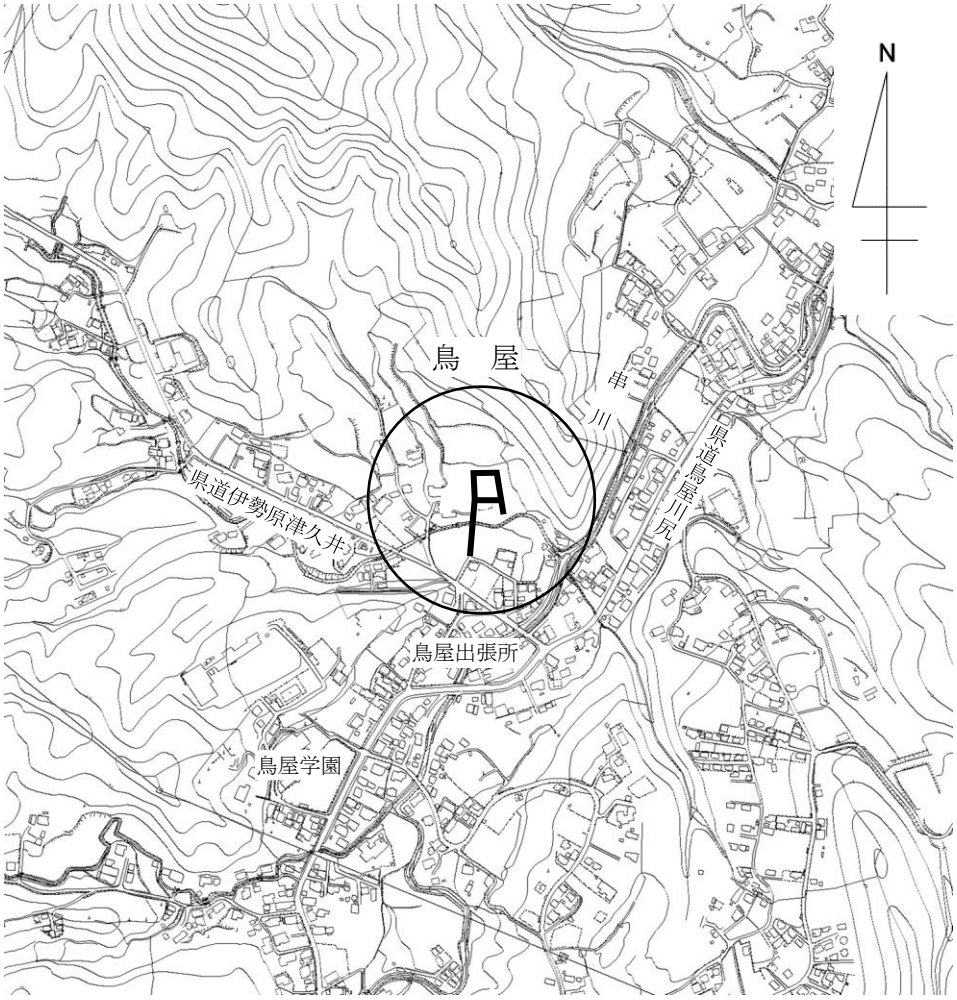

２　道路の概要

路線名	鳥屋 28 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区鳥屋 1179 番 8 外 33 筆
開発行為の面積	7,503.06 ㎡
予定建築物の用途等	専用住宅 9 宅地
区域区分等	相模湖津久井都市計画区域 （用途地域指定なし）
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

３　路線図

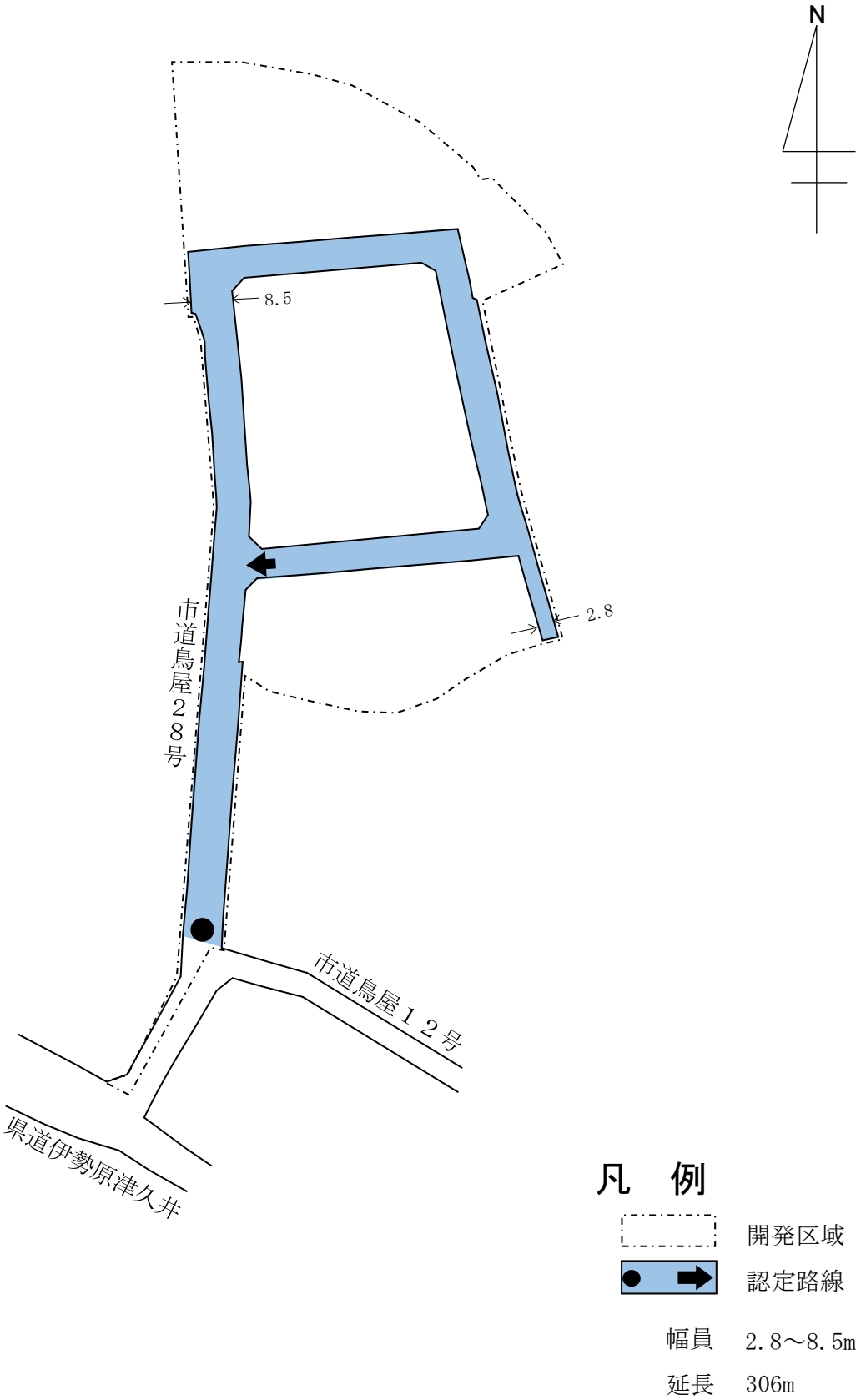
N
8.5
2.8
市道鳥屋２８号
市道鳥屋１２号
県道伊勢原津久井
凡　例
開発区域
認定路線
幅員　2.8～8.5m
延長　306m

別　図　５

１　案内図

２　道路の概要

路線名	中野 52 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区中野 1074 番 1 外 10 筆
開発行為の面積	1,604.66 ㎡
予定建築物の用途等	専用住宅 8 宅地
区域区分等	相模湖津久井都市計画区域 （第一種低層住居専用地域）
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

３　路線図

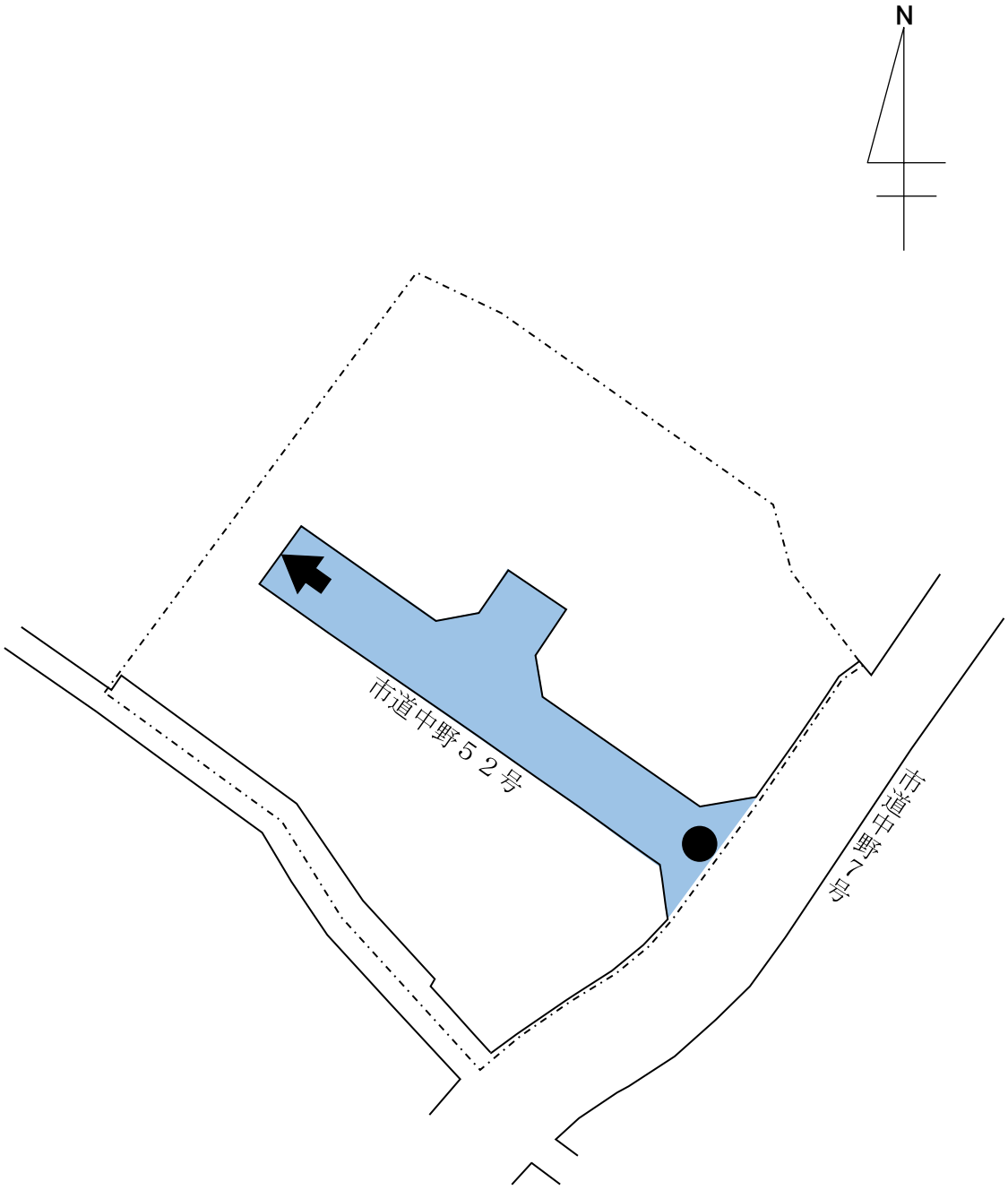

凡　例

開発区域

認定路線

幅員　5.0m

延長　43m

別　図　６

１　案内図

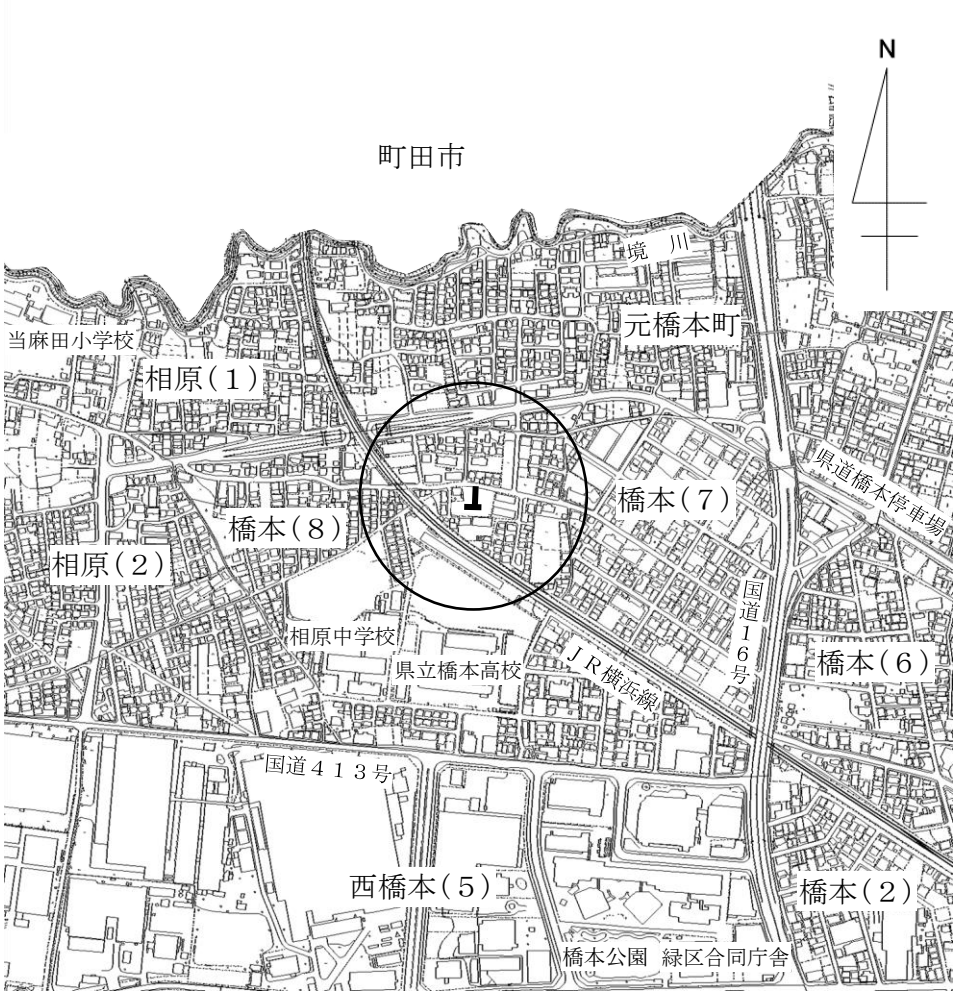

２　道路の概要

路線名	橋本 151 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区橋本 7 丁目 859 番 1 外 14 筆
開発行為の面積	1,760.55 ㎡
予定建築物の用途等	専用住宅 13 宅地
区域区分等	市街化区域 （第一種低層住居専用地域・第一種住居地域）
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

３　路線図

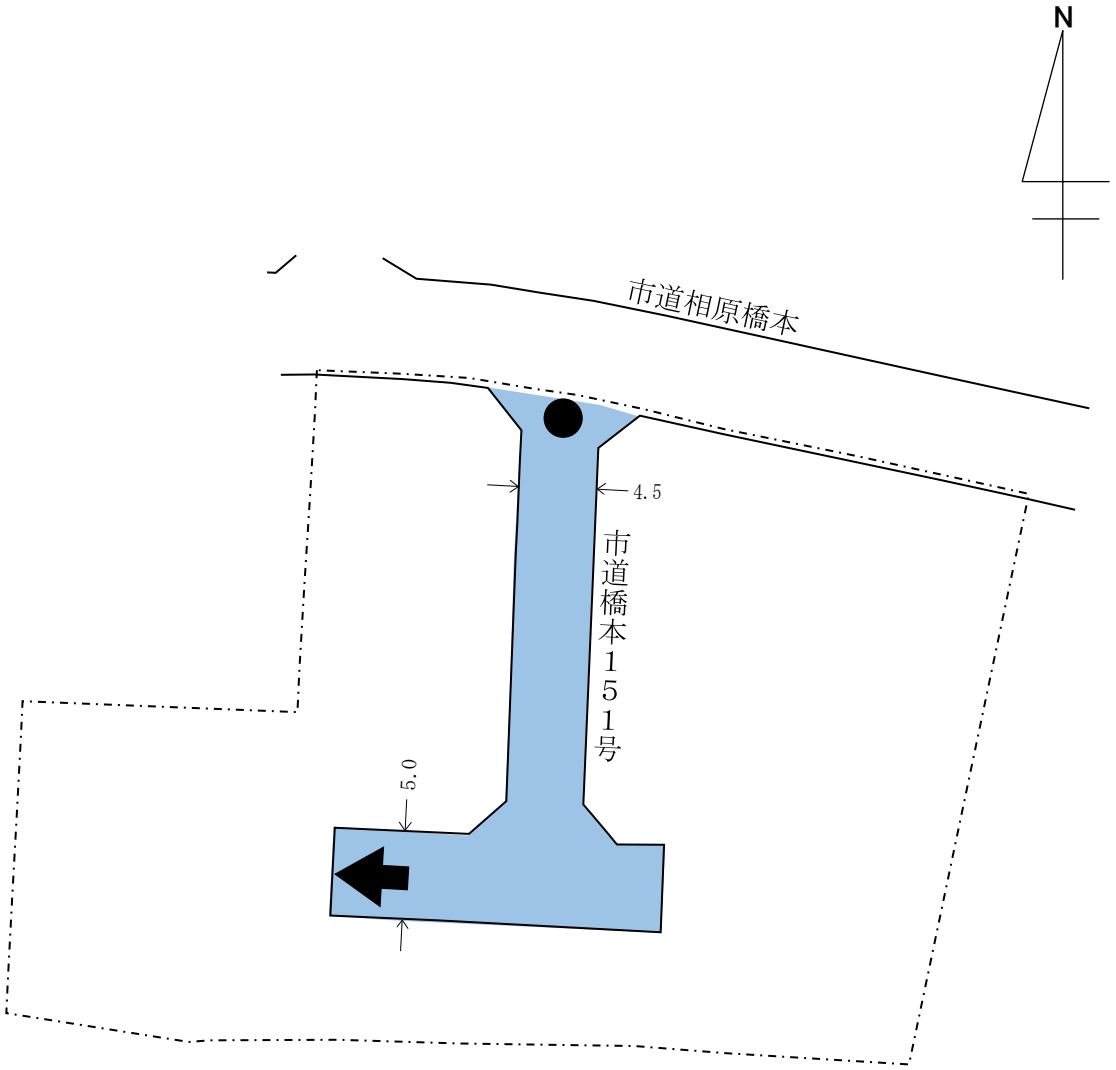

凡　例

開発区域

認定路線

幅員　4.5～5.0m

延長　45m

別　図　7

1　案内図

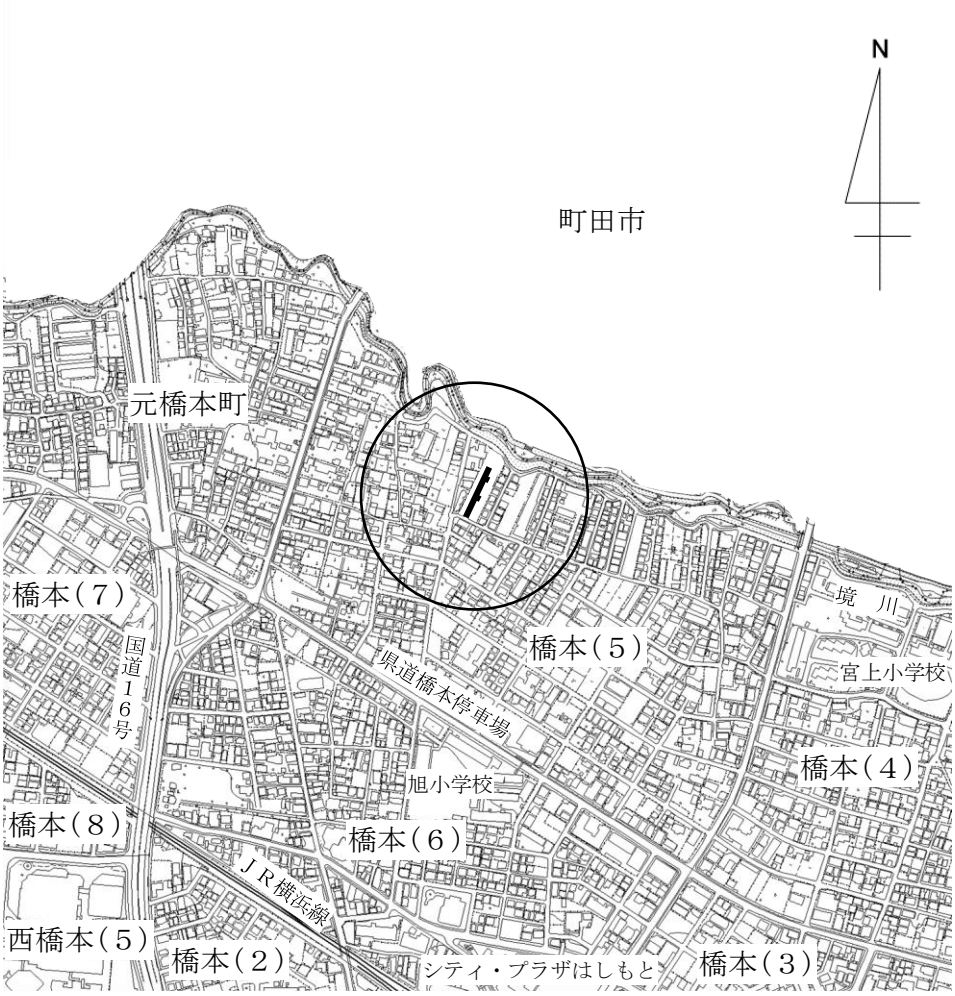

2　道路の概要

路線名	橋本 152 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区橋本 5 丁目 301 番 1 外 8 筆
開発行為の面積	997.57 ㎡
予定建築物の用途等	専用住宅 6 宅地
区域区分等	市街化区域 （第一種住居地域）
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切、車返しあり

３　路線図

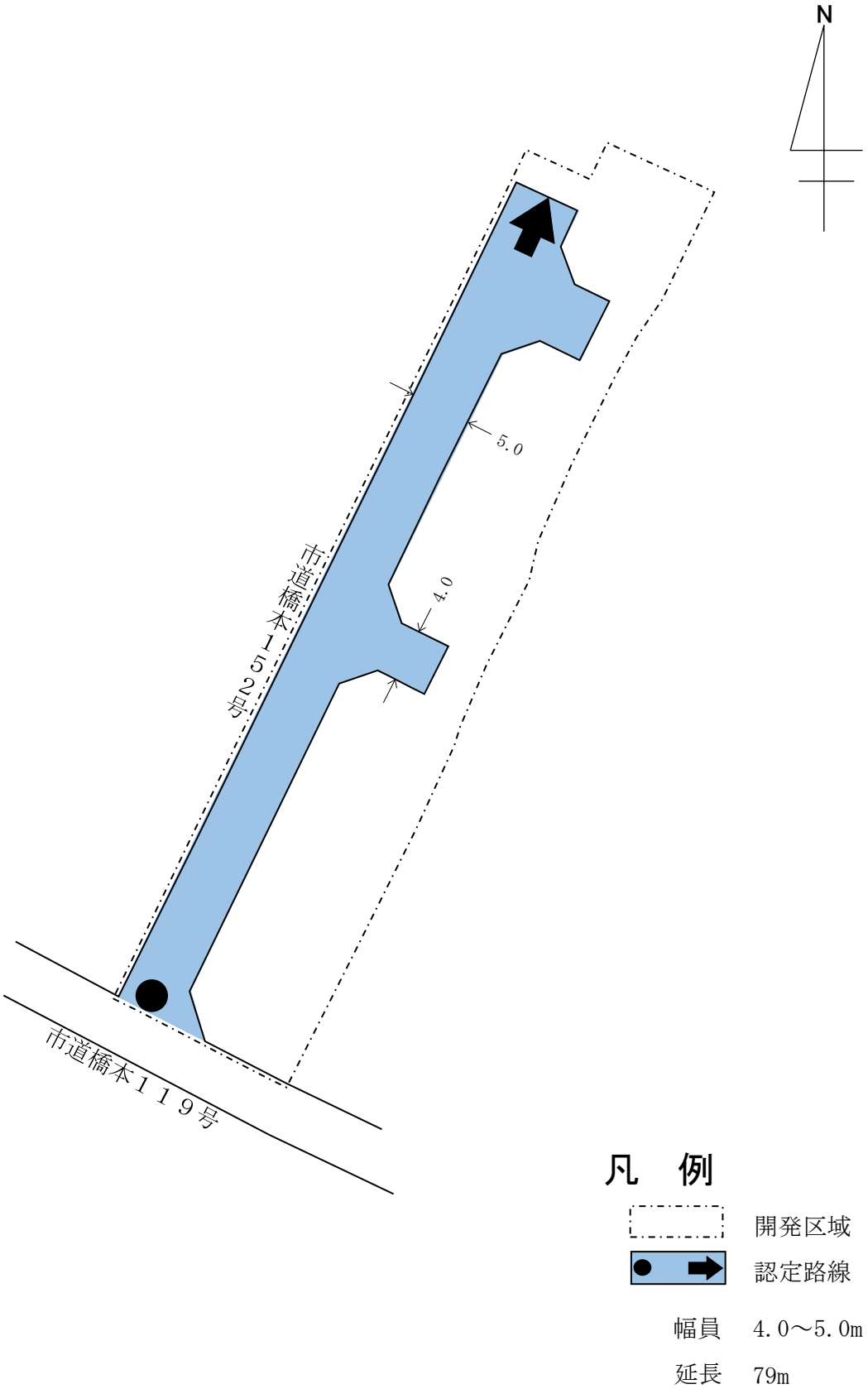

別　図　8

1　案内図

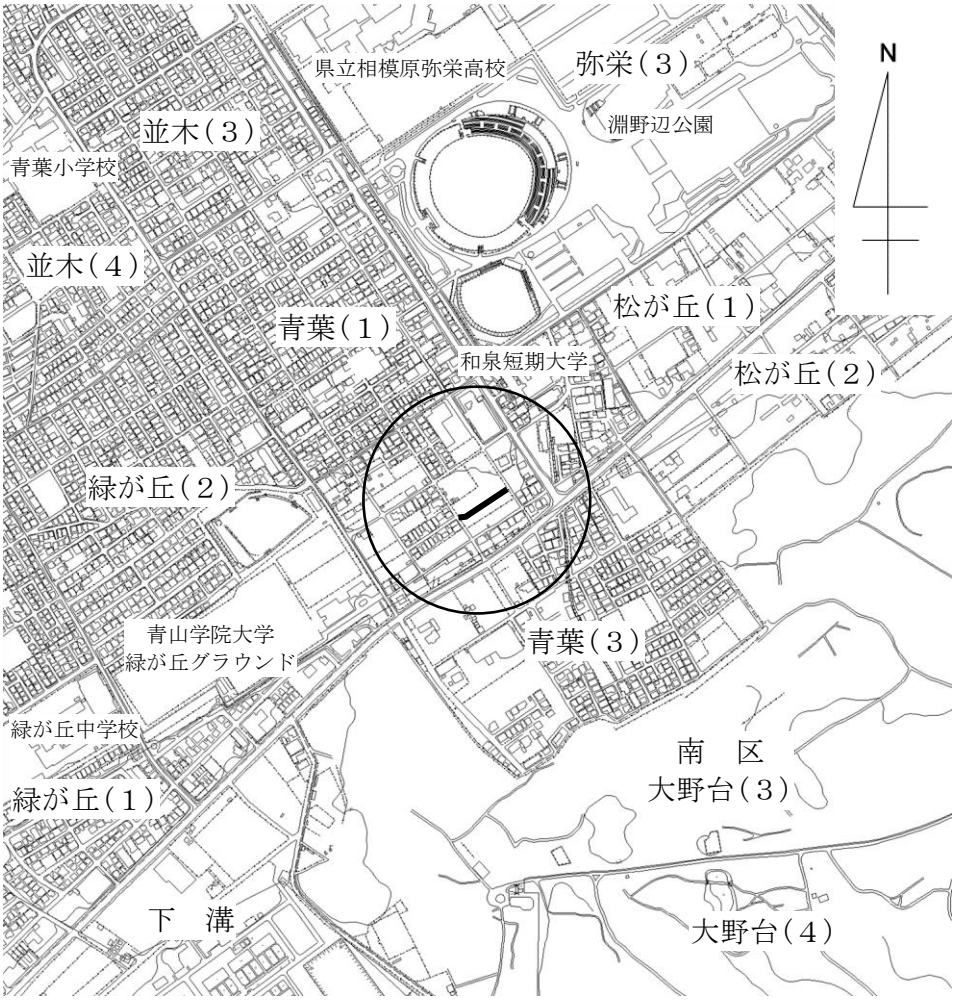

2　道路の概要

路線名	青葉 42 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区青葉 2 丁目 6120 番 2 外 21 筆
開発行為の面積	2，808.22 ㎡
予定建築物の用途等	専用住宅 20 宅地
区域区分等	市街化区域 （第一種中高層住居専用地域・第一種住居地域）
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

３　路線図

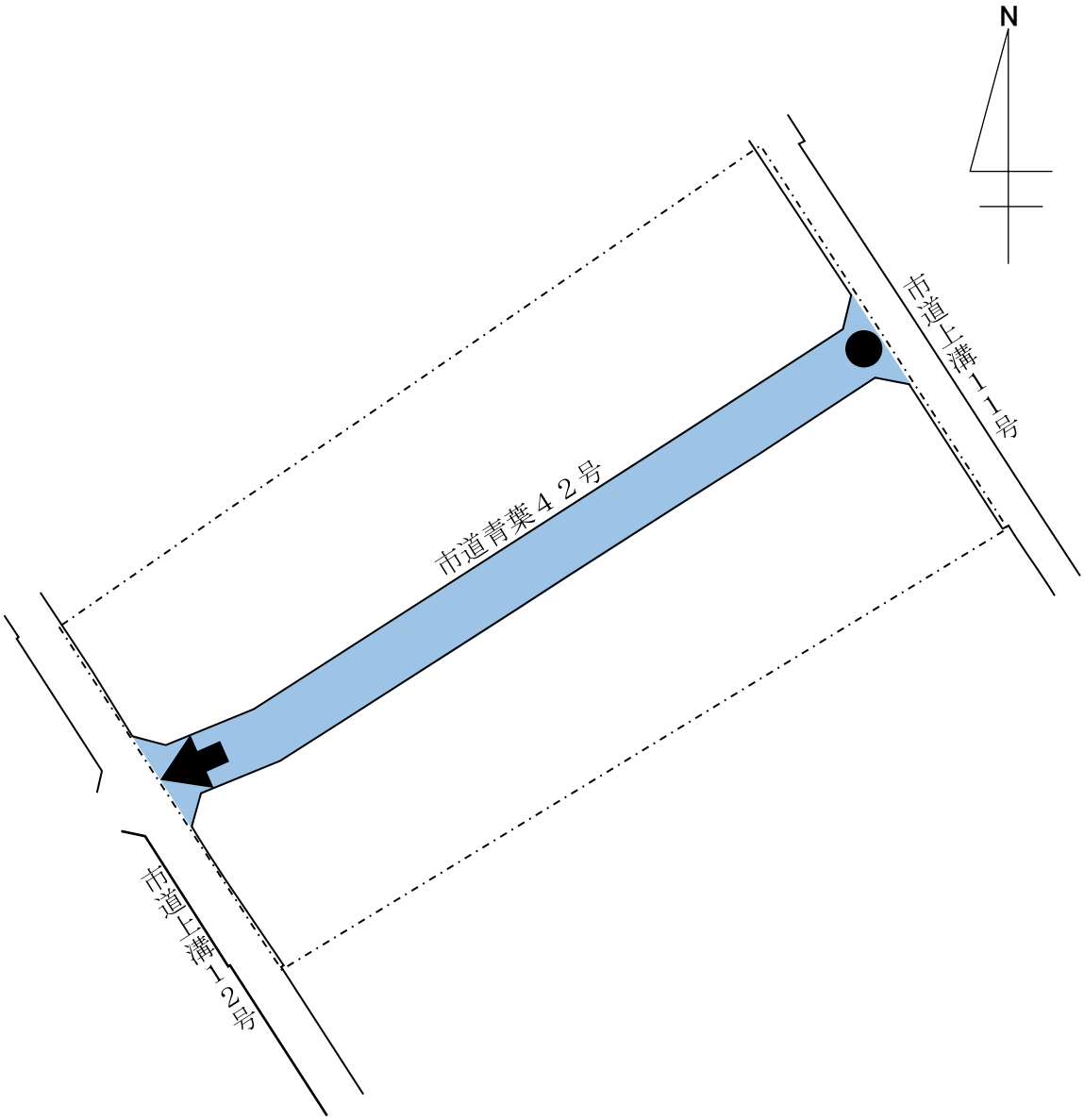

凡　例

開発区域

認定路線

幅員　5.0m

延長　74m

別　図　９

１　案内図

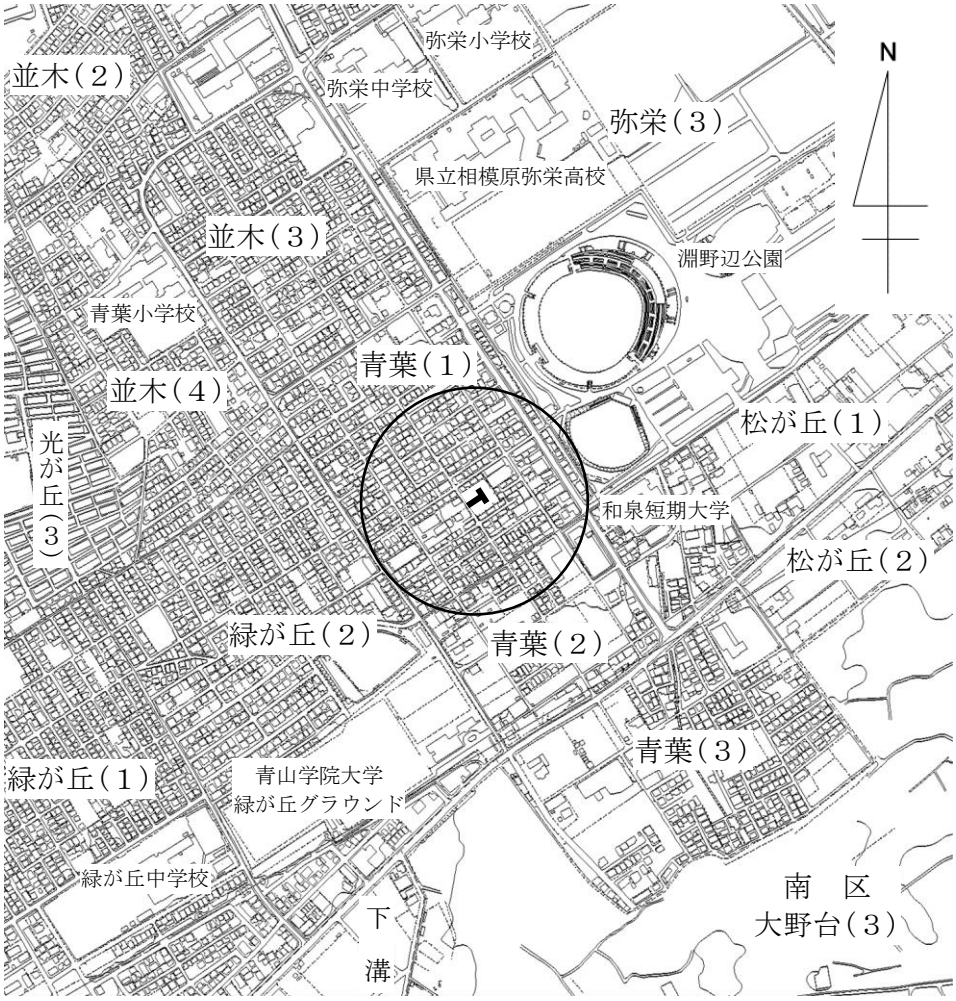

２　道路の概要

路線名	青葉 43 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区青葉 1 丁目 6140 番 4 外 12 筆
開発行為の面積	1,296.60 ㎡
予定建築物の用途等	専用住宅 10 宅地
区域区分等	市街化区域 （第一種中高層住居専用地域）
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

３　路線図

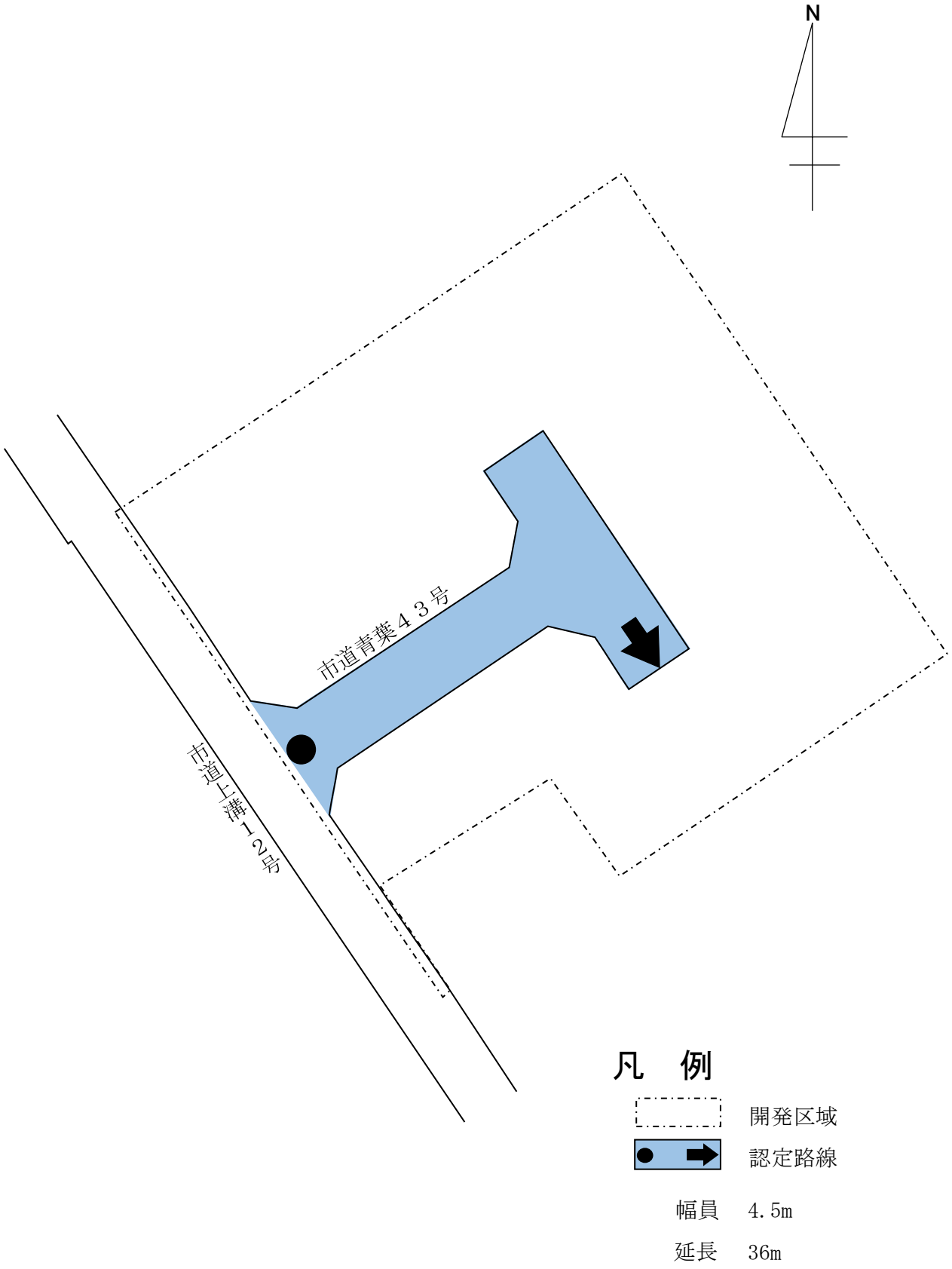

別　図　１０

１　案内図

２　道路の概要

路線名	上溝 943 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区上溝 3 丁目 3665 番 13 外 17 筆
開発行為の面積	2,338.62 ㎡
予定建築物の用途等	専用住宅 16 宅地
区域区分等	市街化区域 （第一種住居地域・商業地域）
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

３　路線図

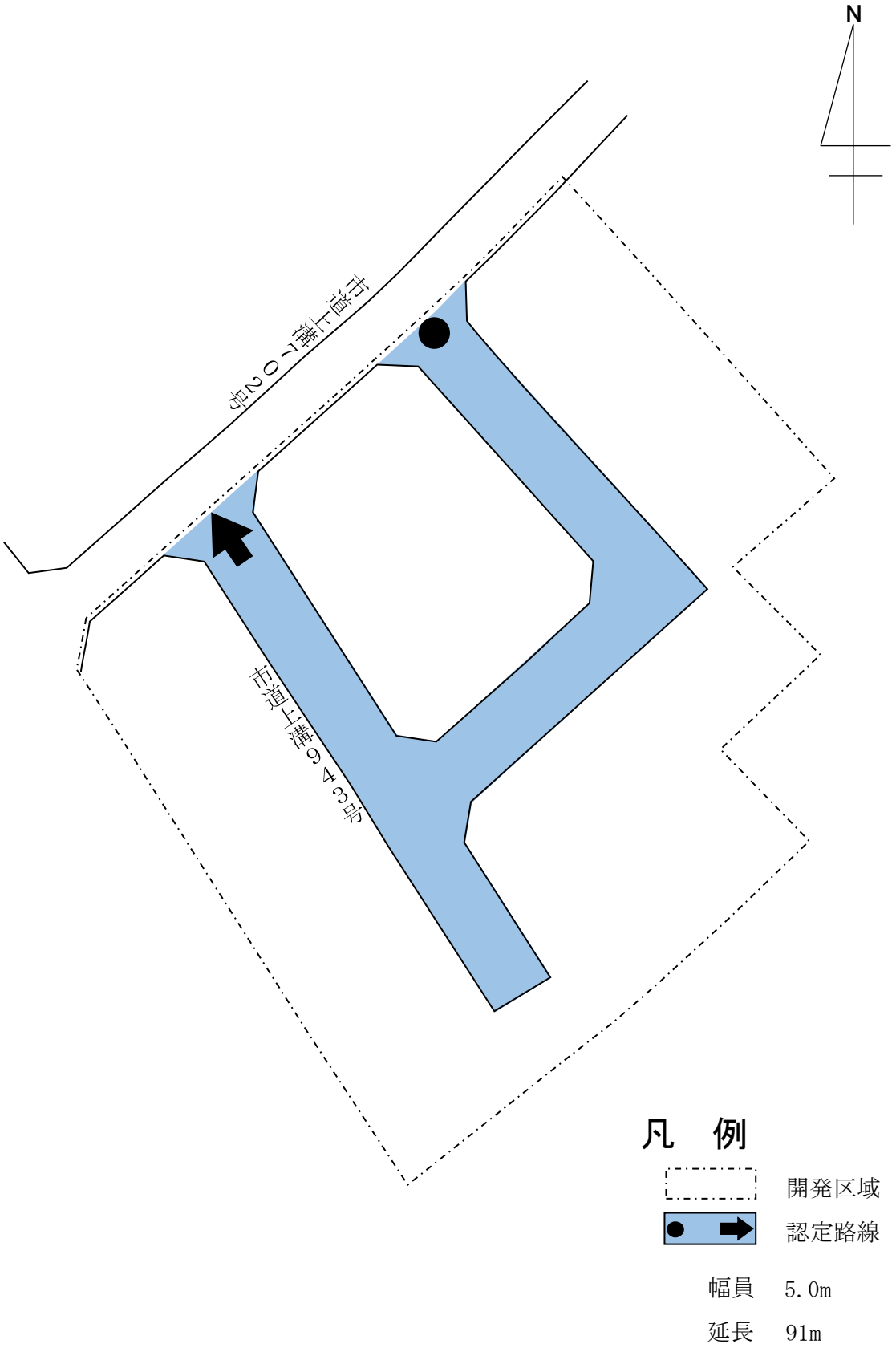

別　図　１１

１　案内図

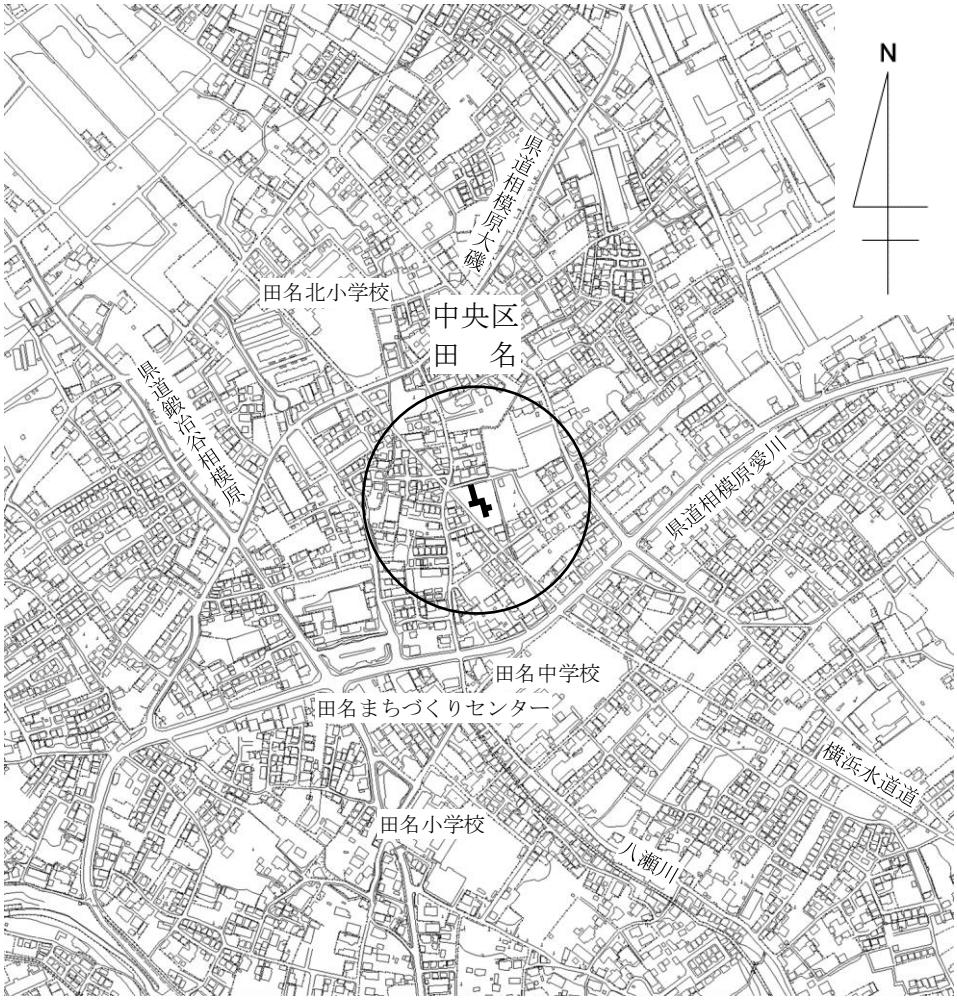

２　道路の概要

路線名	田名 1200 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区田名 4614 番 2 外 15 筆
開発行為の面積	1,912.53 ㎡
予定建築物の用途等	専用住宅 14 宅地
区域区分等	市街化区域 （第一種住居地域）
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

３　路線図

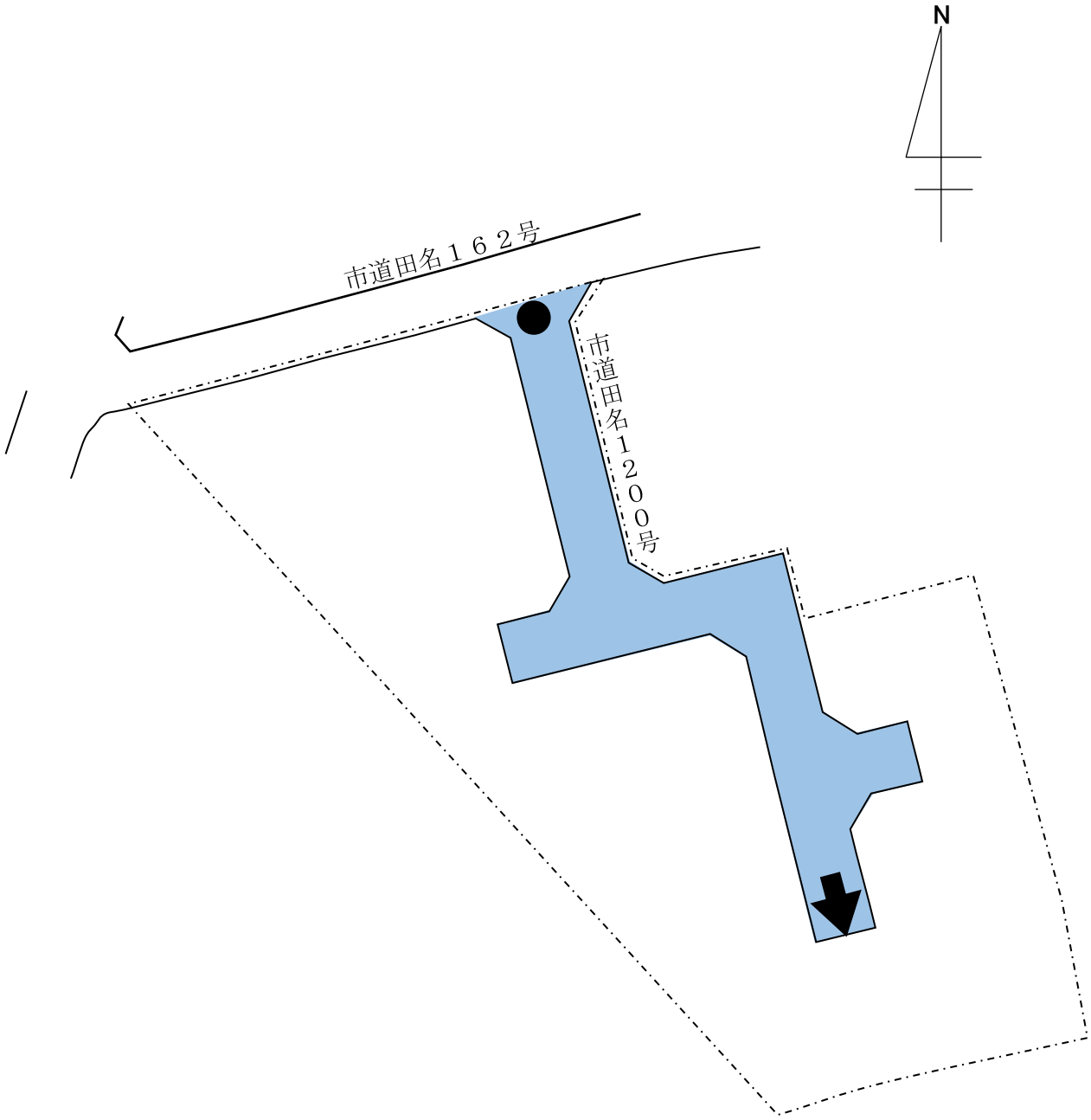

凡　例

開発区域

認定路線

幅員　4.5m

延長　73m

別　図　１２

１　案内図

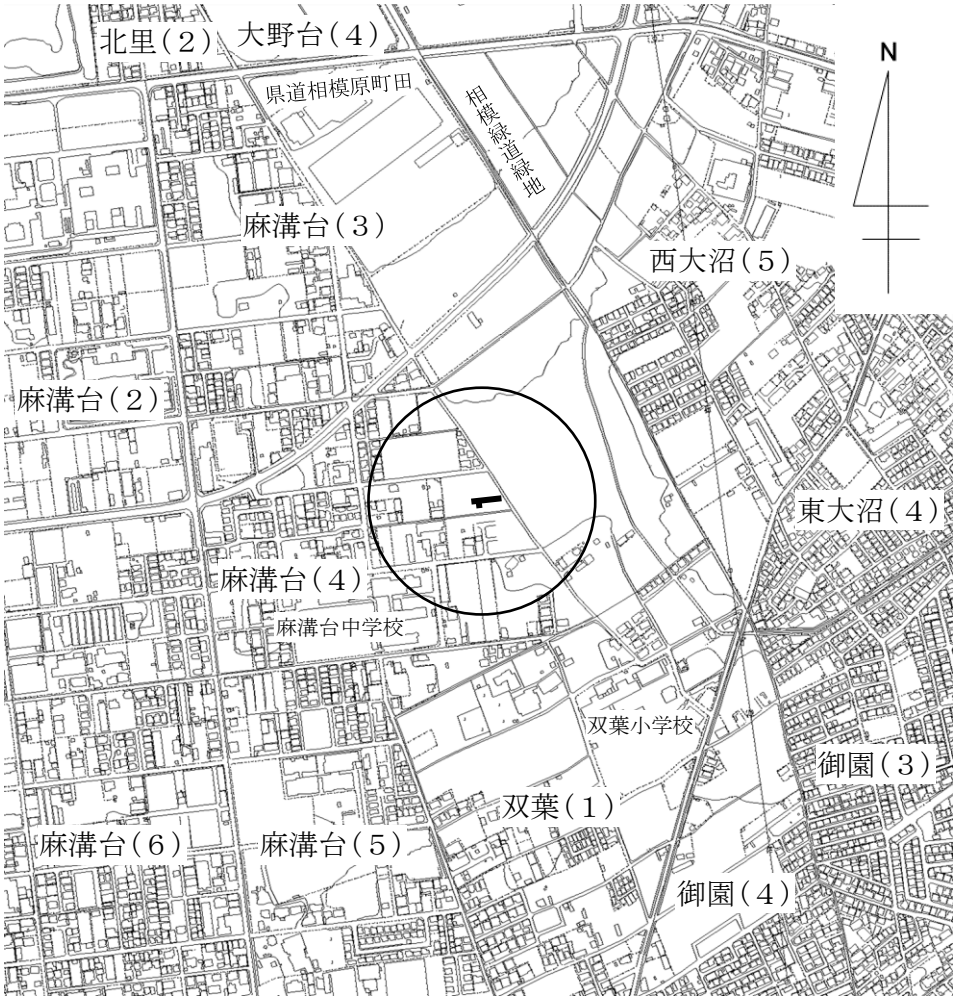

２　道路の概要

路線名	麻溝台 203 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区麻溝台 4 丁目 1696 番 1 外 14 筆
開発行為の面積	2,162.94 ㎡
予定建築物の用途等	専用住宅 11 宅地
区域区分等	市街化調整区域(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 34 条第 11 号の規定による開発許可の基準に適合)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

３　路線図

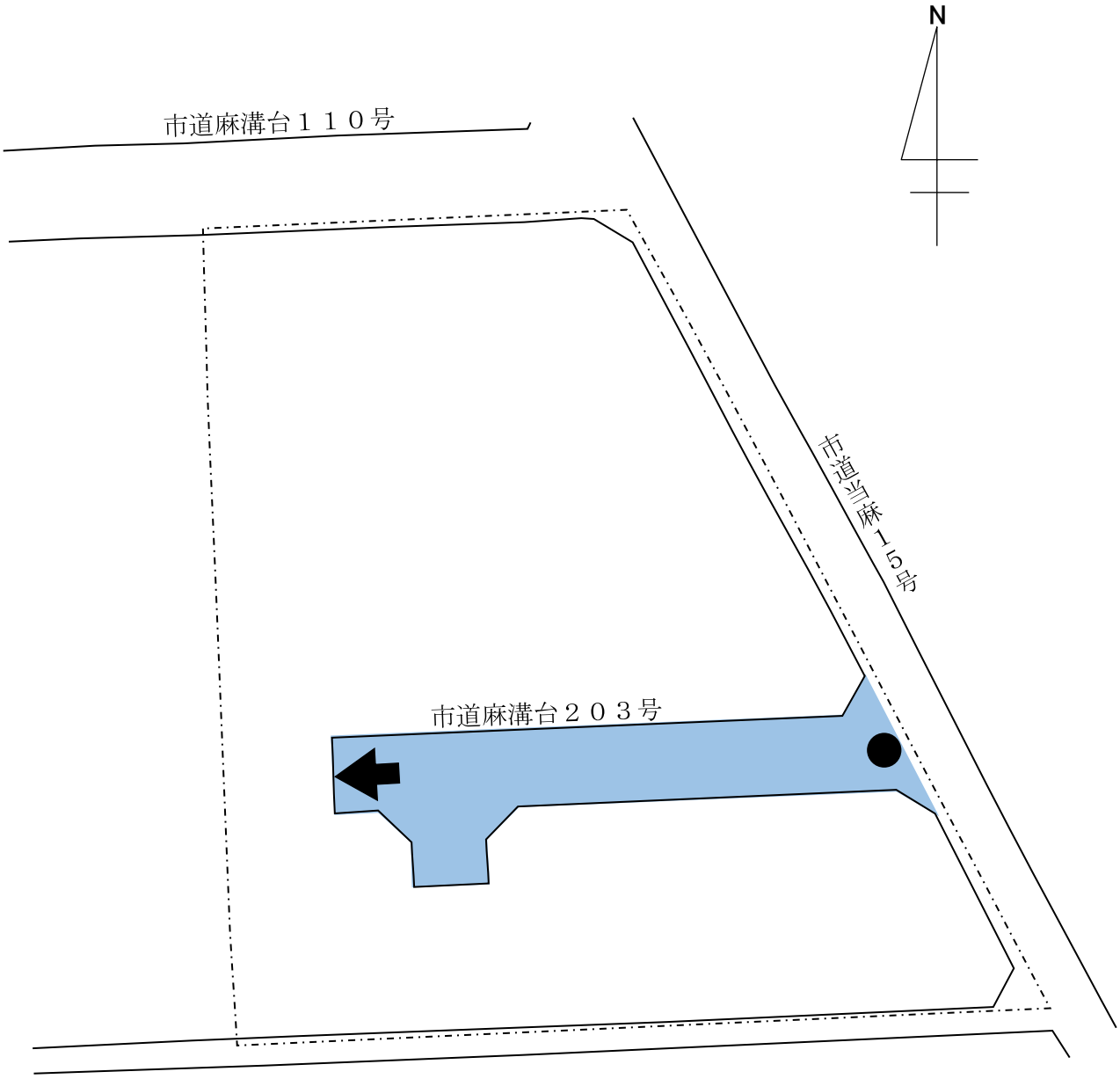

凡　例

開発区域

認定路線

幅員　5.0m

延長　42m

別　図　１３

１　案内図

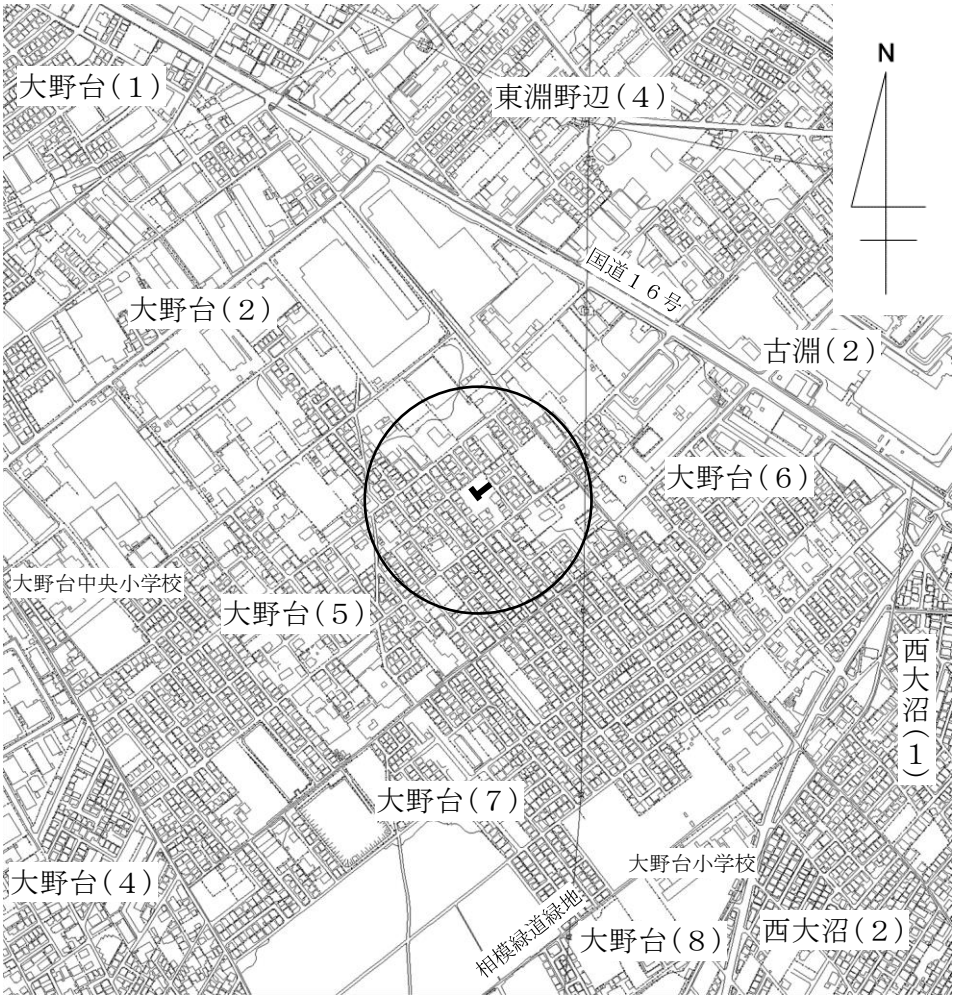

２　道路の概要

路線名	大野台 257 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区大野台 5 丁目 2512 番 43 外 10 筆
開発行為の面積	987.59 ㎡
予定建築物の用途等	専用住宅 7 宅地
区域区分等	市街化区域 （第一種低層住居専用地域）
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

３　路線図

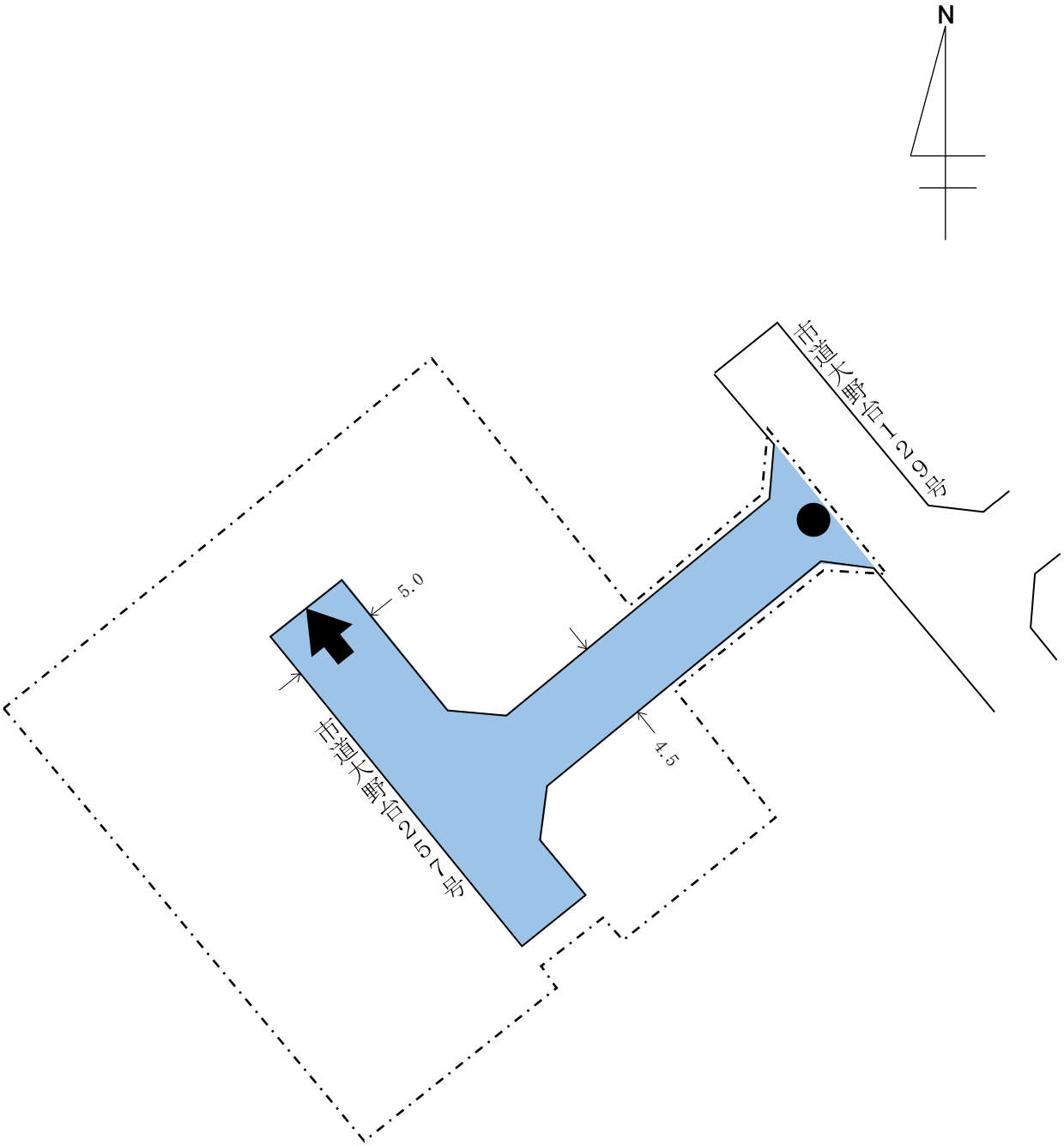

凡　例

開発区域

認定路線

幅員　4.5～5.0m

延長　45m

別　図　１４

１　案内図

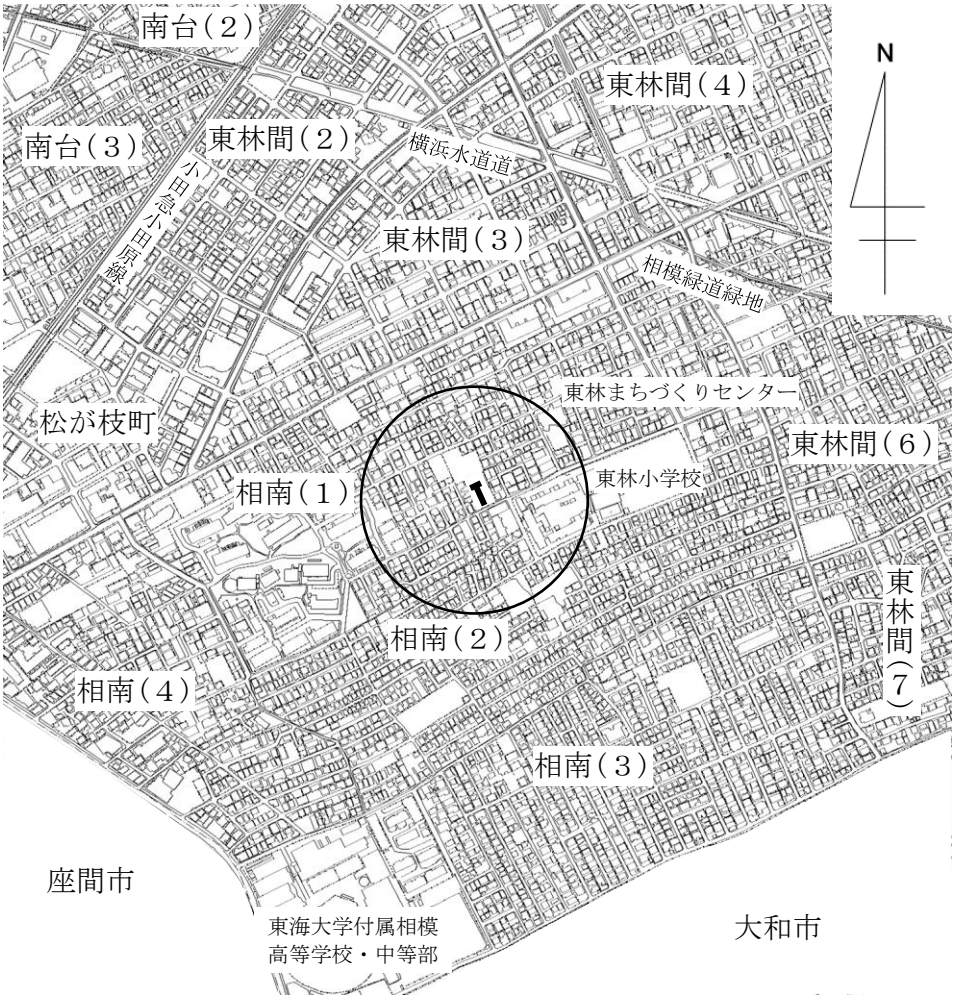

２　道路の概要

路線名	相南 52 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区相南 1 丁目 5203 番 2 外 9 筆
開発行為の面積	1,140.23 ㎡
予定建築物の用途等	専用住宅 8 宅地
区域区分等	市街化区域 (第一種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

３　路線図

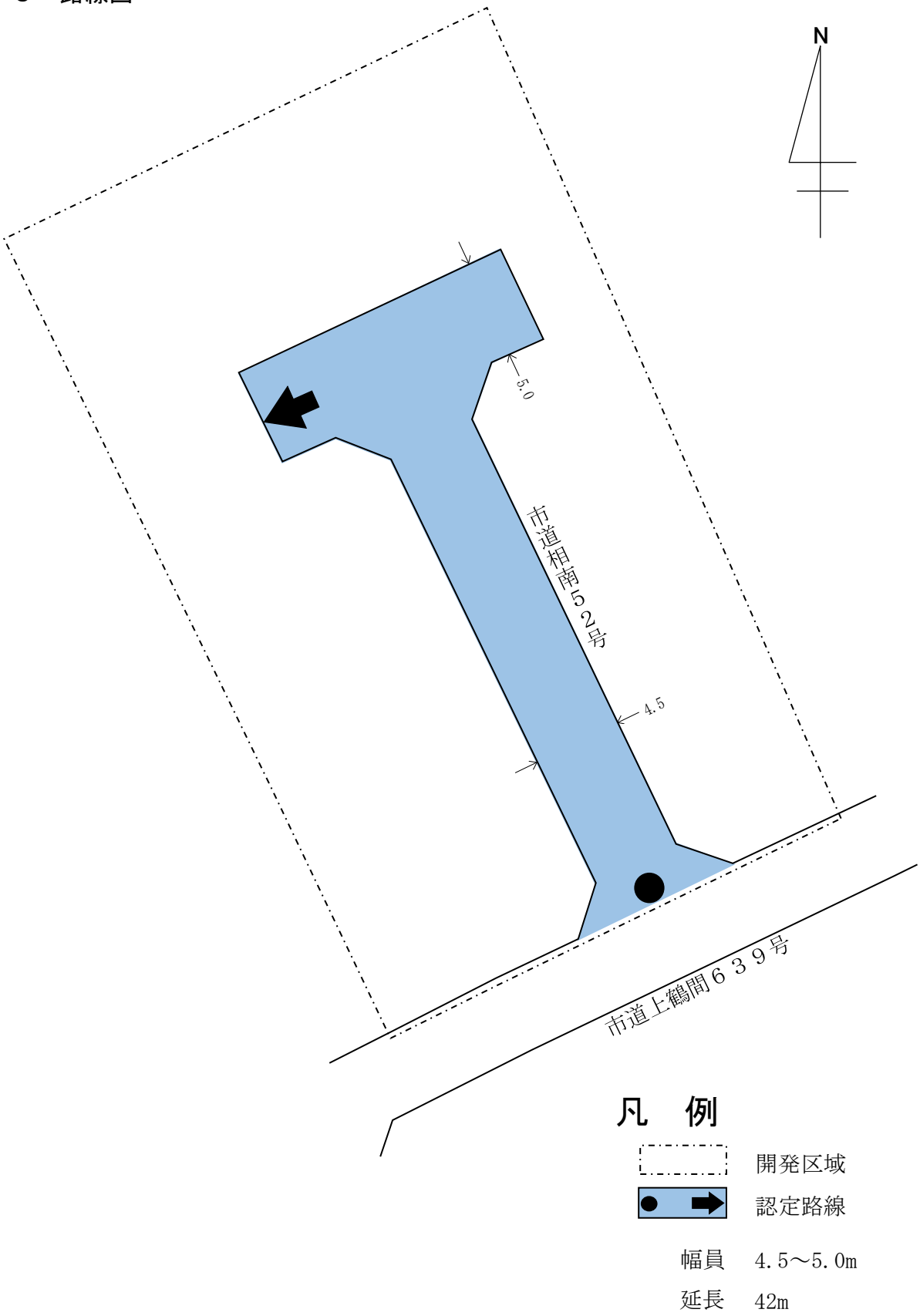

別　図　１５

１　案内図

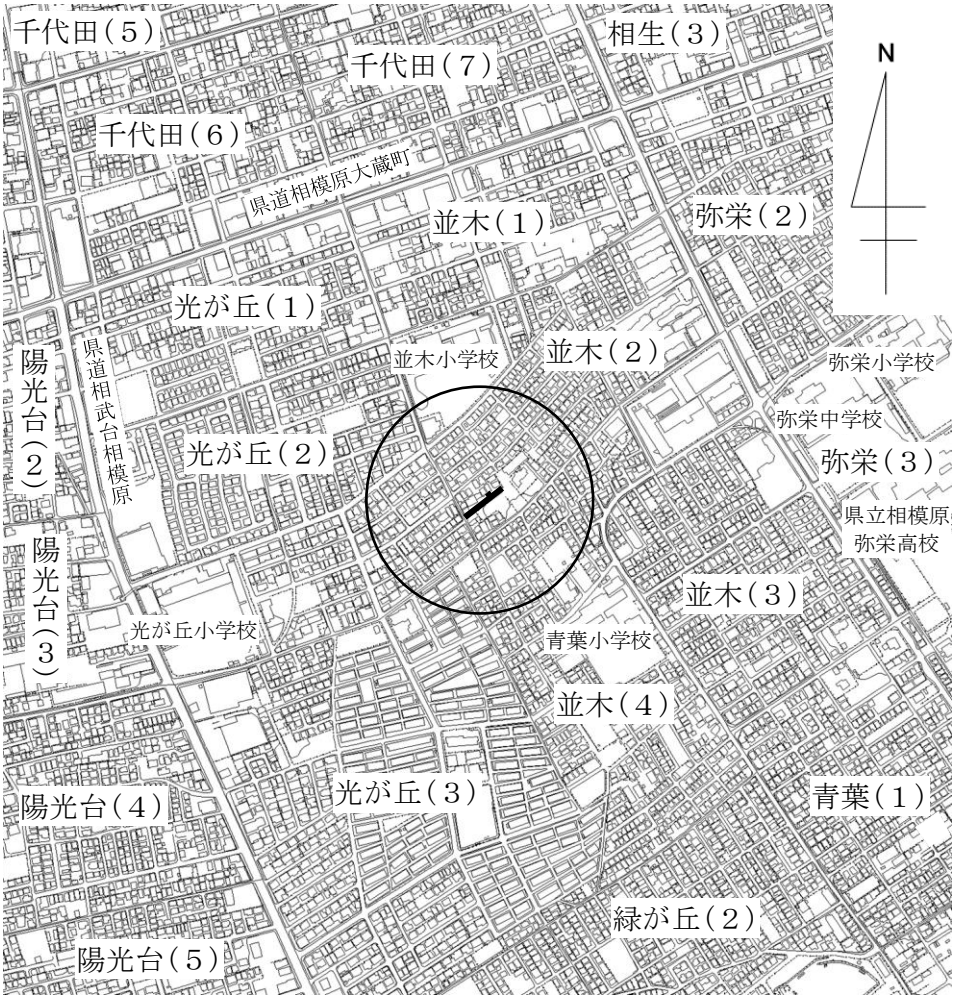

２　道路の概要

路線名	並木 59 号
認定の理由	寄附受納
寄附の申請地	中央区並木 2 丁目 5600 番 117 外 12 筆
受納面積	294.80 ㎡
区域区分等	市街化区域 （第一種低層住居専用地域）
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

３　路線図

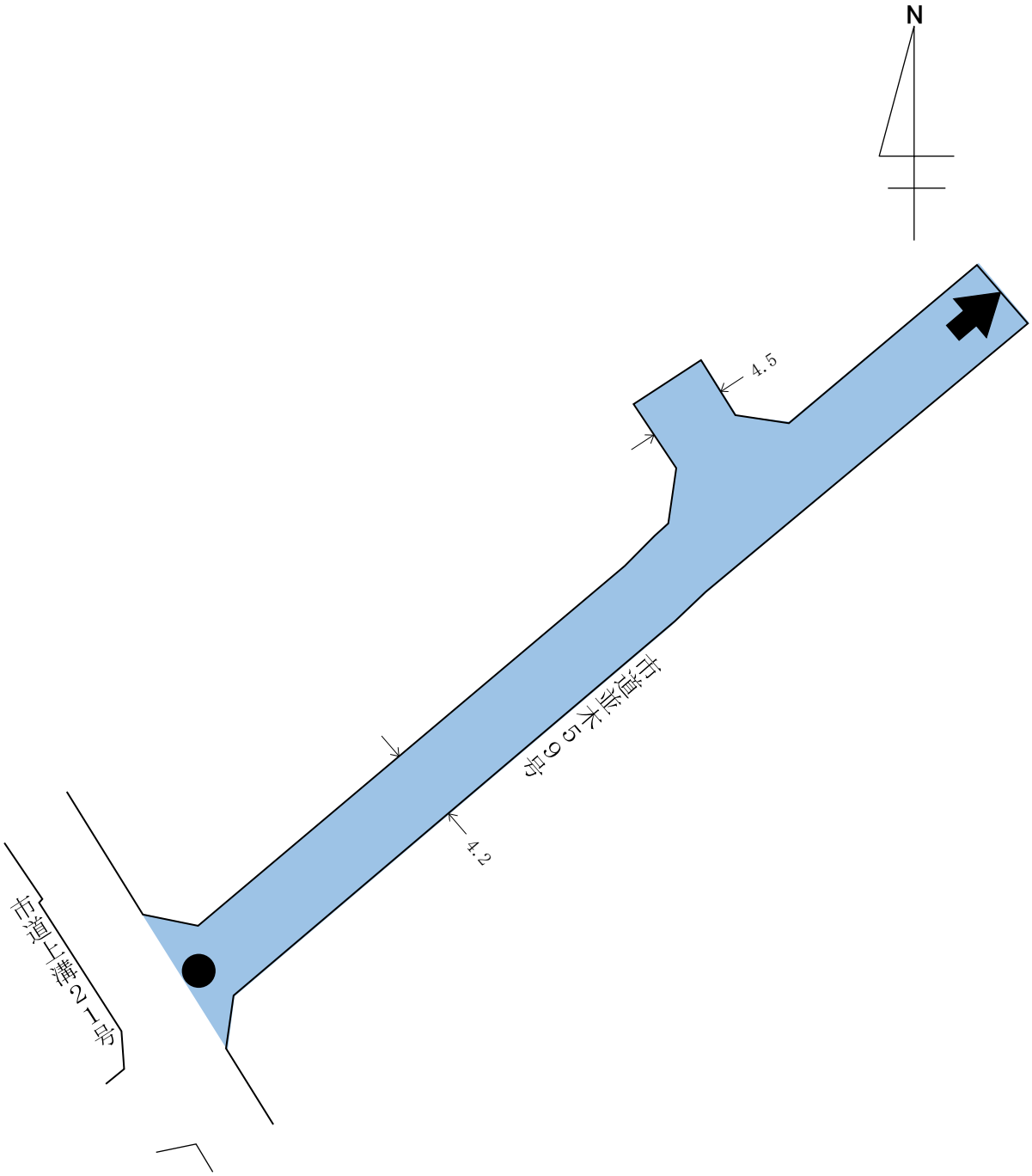

凡　例

認定路線

幅員　4.2～4.5m

延長　66m

議案第４２号

市道の廃止について

次のとおり、市道の路線を廃止する。

令和６年２月１３日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

路　線　名	起　　点	終　　点	幅　員 (ﾒｰﾄﾙ)	延　長 (ﾒｰﾄﾙ)	備　考
淵野辺 211 号	中央区淵野辺本町 5 丁目 820 番 26 地先	中央区淵野辺本町 5 丁目 828 番 3 地先	１．８	３８	別図

提案の理由

開発行為による付替に伴い市道の路線を廃止いたしたく、道路法(昭和２７年法律第１８０号)第１０条第３項の規定により提案するものである。

別　図

１　案内図

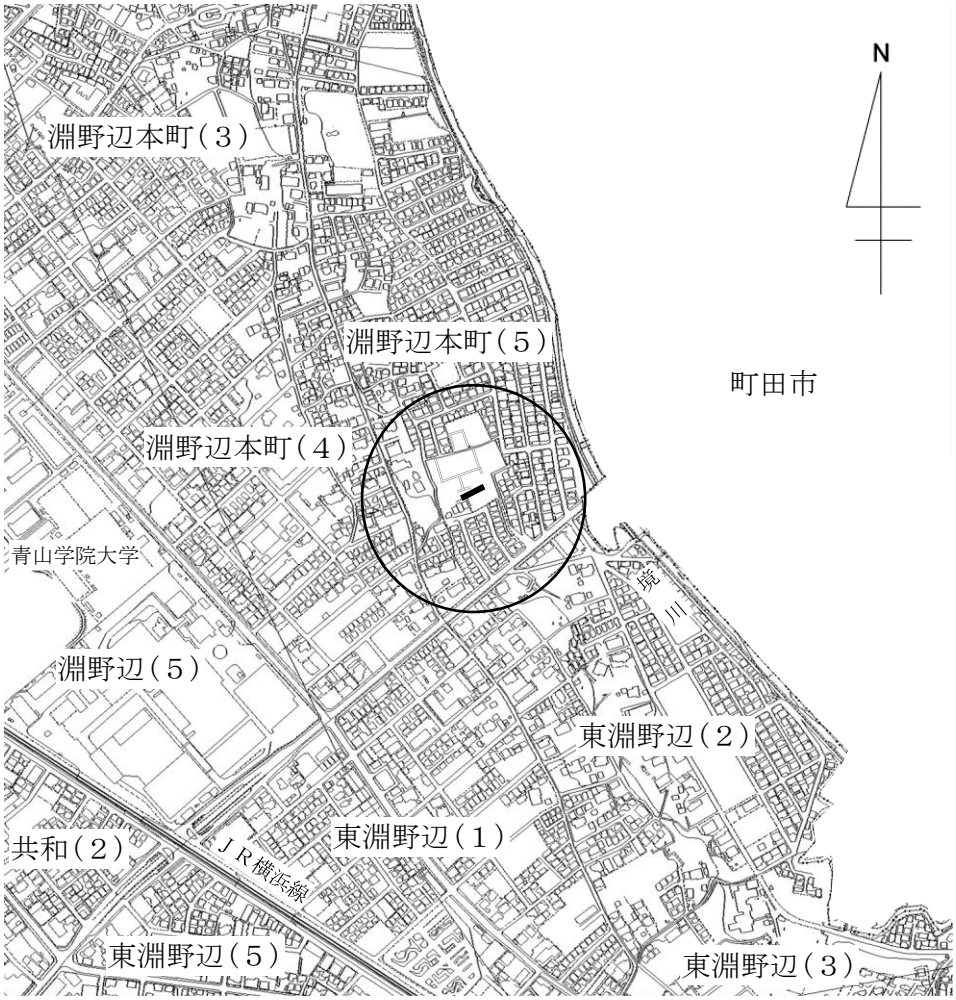

２　道路の概要

路線名	淵野辺 211 号
廃止の理由	開発行為による付替
路線の所在	中央区淵野辺本町 5 丁目 828 番 3 外地先

３　路線図

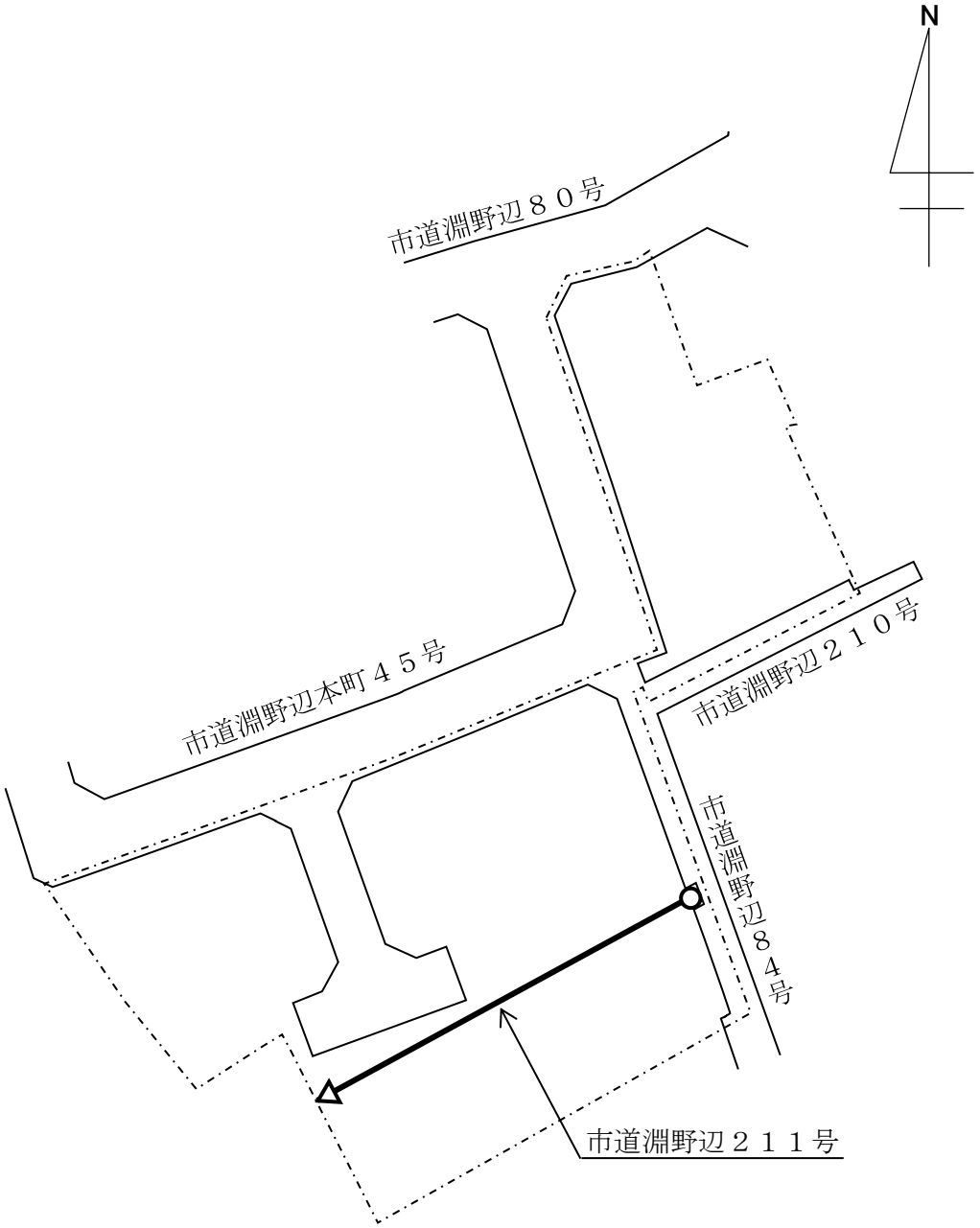

凡　例

開発区域

廃止路線

幅員　1.8m

延長　38m